

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成30年6月11日（月）午前10時～午後4時25分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 委員 木村冬樹
委員 堀 巖 委員 宮川 隆 委員 関戸郁文
委員 伊藤隆信

説明者 市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、市民窓口課長 近藤玲子、同窓口グループ主幹 兼松英知、同保険医療グループ統括主査 丹羽真伸、税務課長 古田佳代子、同課税グループ統括主査 小野誠、同収納グループ統括主査 井上美保、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原 咲子、同介護保険グループ主幹 中野高歳、都市整備課長 西村忠寿、同営繕グループ主幹 石黒光広、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 社本真夕美、同児童グループ統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤 顕

陳述人 笹田裕子、甲山海緒、岸野奈津美

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第43号	岩倉市税条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第44号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第45号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第46号	岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	審議未了
議案第47号	岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第48号	岩倉市介護保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

請願第1号	公立保育園適正配置方針の策定に関する情報の開示を求める請願	全員賛成 趣旨採択
請願第2号	西部保育園の維持・存続に関する請願	全員賛成 継続審査
請願第3号	公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願	全員賛成 継続審査

◎委員長（鬼頭博和君） 定刻となりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案6件、請願3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川忍君） おはようございます。

きょうは、

（録音欠落）

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査に入る前に本日の審査の順番について、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。

本来であれば、議案第43号から始めるところでございますが、本日は請願の陳述人の方がお見えになっておりますので、請願第1号を先議したいと思います。委員の皆様、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

初めに、請願第1号「公立保育園適正配置方針の策定に関する情報の開示を求める請願」を議題といたします。

本日は請願者の方がお越しになっておりますので、意見陳述をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

◎陳述人（笹田祐子君） 現在、岩倉市では、公立保育園適正配置方針を策定すべく懇話会が開かれており、保育園・認定こども園の利用実態等に関するアンケートも実施されました。しかし、アンケートに答えた保護者の大半は、そのような懇話会が開かれていることも、アンケートの利用目的も知りません。また、みずから回答したアンケートの結果も知りません。

アンケートの依頼文書には、公立保育園適正配置方針の作成のために行うと書いてあります。しかし、一般市民には理解しにくい言葉で説明されており、適正配置がどういうことなのか正確に理解できる人にしか、このアンケートの意図は読み取れません。実際に、アンケートがこのために使われるとは思わなかった。今通っている保育園がよくなるために回答をした。たまたまその年の行事について不満があり、今後はそうならないようにとアンケー

トに回答しただけという旨の保護者の声を聞いています。アンケートの目的を理解せず、そのときの感情で回答をした結果が、官民格差という言葉になるとは思ってもみなかったと思います。

これらの感想を持った保護者は、公立保育園・認定こども園の保護者等を対象にした懇談会に初めて参加してアンケート結果を見た人や、人づてに聞いた人などです。大半はアンケートがどうなったのかも知りません。

岩倉市のホームページに、岩倉市公立保育園適正配置方針についてアンケート結果や再配置方針など関連資料が公開されていますが、懇話会が開かれていることも知らない人が多い状況で、特別に関心を持っている人でなければ公開されていることも知らないでしょうし、アクセスしなれている人でなければ該当ページを探し出すのも難しいと思われれます。

平成30年4月号からの広報では、公共施設のこれからと題して、公共施設の再配置計画について説明がなされています。再配置が必要な理由については2回にわたって説明されており、岩倉市の現状を理解できます。しかし、第3回では、検討していく取り組みについてたったの11行で終わっています。今後回数を重ねて説明されるのか、これで終わりになるのかわかりませんが、まだシリーズが続くにしても情報量は不足していると思います。

公共施設の再配置を考えていくことは必要ですし、また実行していかなければならないことであることは理解しています。私たちも子どもたちに負債を残したいわけではありません。しかし、ソフト面、つまり子どもの人権を重視すべきである保育に対して、余りにもハード面の議論に偏り過ぎていると思います。

保育施設に限らず、公共施設の再配置というのは市民の生活に大きな影響を与えます。行政は市民のために存在しているはずで、市民の意見をきちんと聞いてほしいと思っています。市民みんなでどんな形がいいのか話し合っ結果を出すという姿勢は、時間がかかるかもしれませんが、大切なことだと思います。市民の声を聞くためにどのようなアンケートをとって、どのような結果だったのか、国の施策がどのようなようになっていて、既存の公共施設の老朽化対策を公立・公営で行うとどのようなメリット・デメリットがあるのか、市はどのような方向性を考えているのか、民営化を含め適正配置を実施した場合、もしくは実施しなかった場合のメリット・デメリット、他の自治体での事例など公正で詳しい情報が必要だと考えます。

少なくともアンケート用紙を受け取った家庭と、現在保育園・認定こども園に通っている家庭に対しては、アンケート結果と岩倉市公立保育園適正配置方針の考え方（案）を直接配付すべきです。しかし、岩倉市のホームペー

ジで公開されているアンケート結果には自由回答が載せられていません。公共施設再配置検討協議会に参加・傍聴した人には配付されたそうですが、その量は実際に回答のあった分の3分の1程度しかなかったようです。なぜ3分の1の自由回答しか配付されていないのでしょうか。

市民のための行政であるならば、公正なアンケート集計をすべきです。自由回答も個人や事業者が特定できないようにして全てを公開すべきだと思います。自由回答以外にも公正ではないと思われる集計や思考の誘導があるように感じられる部分もあります。過去に送迎ステーションが市民の意見を聞かずに実施された経緯と相まって、今回の市の対応に疑問を感じても仕方のないことだと思います。

懇話会の委員のメンバーだけで完結することなく、広く市民の声を聞くべきです。今私たちには何が行われているのかを知る機会と、自由な意思で考えるための材料、そして考える時間が必要です。以上です。長くなりましたが、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございました。

意見陳述のほうが終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 丁寧な説明ありがとうございます。

幾つか御質問があるんですが、1つまず、すごく言いづらいかもしれませんが、公正でないところがある、思考の誘導があるという御発言があったんですが、具体的にどんなものがあつたか教えていただけませんか。

◎陳述人（笹田祐子君） 例えば、アンケートに公立保育園と私立の認定こども園・保育園の保育の満足度とかをグラフ化したアンケート結果があるんですけども、そこに公立保育園は、1つずつ7園各保育園ずつの満足度が表示されているのに対して、私立保育園・認定こども園については、それ全てがまとまって満足度が表示されています。

これは、本当は公立保育園を各保育園ごとに記載するのであれば、私立も保育園・幼稚園ごとに記載すべきだと思います。そうしないと、実際にこういう議論をしていくときに、どのようなところがその差になってあらわれているというのが正確に把握できないと思います。突き詰めていくと、多分最

最終的に正しい判断ができなくなるんじゃないかなと思います。

あとは、官民格差という言葉が使われている。確かに施設の老朽化面だとか駐車場の整備だとか官民格差はあると思うんですけど、保育園ごとにはばらしてみると実際はそうでない結果が出てくるかもしれない。そもそも私立保育園がまとまってあるところに原因があるのかもしれないんですけど、ちょっとその辺はわからないんですけど、つまり官民格差という言葉を使われると、官は悪くて民はいいのかとか、またその逆もあるというようなイメージを植えつける言葉にならないかなあと考えています。

あと、それから公立保育園適正配置の考え方に、「今なお色濃く残っていると思われる公立保育園思考の考え方など、保護者の公立・私立の意識格差を是正していく必要があります」、この保護者の公立・私立の意識格差を是正していく必要がありますだとか、今なお色濃く残っていると思われるという言葉が、公立が悪いじゃないかというように思ってしまう。特に保育園とかに通っていない人とかは、ああそうなんだというふうにすっと受けとめて、私立のほうがいいんだなというふうに思わせるように書いてあるんじゃないかと思ってしまうんですね。以上です。

◎委員（関戸郁文君） 今3点出たんですけども、ちょっと行政側がどういうふうに考えているかというのを聞いてもよろしいですかね。

◎委員長（鬼頭博和君） どうぞ。

◎委員（関戸郁文君） 済みませんが、今3点ありました1つ目は、公立・私立はアンケートの中で、私立は分けずに一括でつくったというところの理由がもしあれば教えてください。まず1個目、ちょっとお願いします。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 今回、懇話会が公立保育園の適正配置方針を考えていくというところでございましたので、私立の施設のほうについては1つのまとめという形で公開をさせていただきました。

◎委員（関戸郁文君） じゃあ、あと2つ。官民格差という言葉の件と、それから適正配置の考え方のところでいろいろありましたね、色濃く残るとか、あたかも公立が悪いんじゃないかという表現があったというところについて、ちょっとどういうふうにお考えか教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 官民格差という言葉ですけども、具体的には、第3回の懇話会を実施したときのアンケート結果を要約したパワーポイントの資料のほうで出てきていると思います。

そちらの中では、具体的に先ほど請願者の方が言われましたとおり、現在の園の満足度についての集計の結果をあらわしているところがございます。その中で、特に施設の面、あと通園・送迎についての面、民間の施設の評価

の結果と公立保育園での結果、大きく離れているところについてそのような言葉を入れております。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今説明をさせていただいたとおりグラフの中で、例えば一番大きく官民格差と書いてある自動車の駐車スペースというところで大きく差がついているところや、例えば施設のトイレとかいうような、それぞれの項目でちょっと差が開いている部分の差を本当に見た目のところで官と民で差があるよということころで表現をさせていただいたという部分と、もう一つ資料上でお話をいただきましたところで、官民格差ではなく是正のほう、資料のほう考え方の4ページのところで、今なお色濃く残っているという、ここは確かに是正するという言葉自体が、どちらかがいいとか、どちらかが悪いというときに使われるというような言葉があるというところで、こちらは別途、別の委員会のほうでもちょっと御指摘をいただいた部分があるんですね。このほうは修正をさせていただくというふうに今考えていて、お答えはさせていただいているところではございます。

また、今なお色濃く残っていると思われるというところでは私立のほうが決してよく見えるという表現というよりも、むしろ公立保育園のほうがいいんだよという考え方が皆様のほうにはやっぱりどうしてもおありになるんだよというところを、ちょっと表現としては使わせていただいているという意味で、決してこれをもって私どものほうの作成者の意図としては、私立がいいというようなつもりでは書いていない表現であるということだけは申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） そのほか質疑はありませんか。

◎委員（堀 巖君） 執行機関にちょっとお伺いしたいんですけども、陳述人が言ったとおり自由回答欄の話です。

自由回答欄で、先日議会のほうに渡された自由回答欄の資料、これは3分の1だということで、残りの3分の2を資料要求しました。3分の2の資料要求をざっと読むと、なぜこれが公開できないのかなという項目もたくさんありますし、議会に渡したその3分の1の選定自体、どういう基準でこれが3分の1出されたのか、いまいち理解ができません。その点についてお伺いいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） アンケートをとらせていただいた最後に自由回答欄というところを設けさせていただきました。自由回答欄を頂戴していろいろ見ていた中で、ちょっと乱暴な言い方をさせていただきますと、直接個人が特定されてしまったりとか、民間のほう

の事業自体に影響を与えるような回答とか、ちょっと厳しい意見もあるようなところも見受けられる部分がありました。

その中で、コンサルのほうでの仕分けの段階で、回答を分類別に分けるところで、例えば今回の本当の目的である統廃合に関する内容であるとか、施設のハード面に関する内容であるとかというふうに、あとは例えば保育料に関することとか10に振り分けをさせていただきました。もともとがアンケートをとらせていただく最初のところで、個人が特定されたり個々の内容が漏れたりすることはございませんと書かせていただいていたところがございますので、基本的には自由回答のほうではそのような個々の内容は数字的な集計のみを出させていただき、あとは個別の内容は出ないようにはしていたところがございます。

その中で、委員会の中でちょっと回答欄が知りたいということがございましたので、今回の適正配置に関係するところということで、具体的にはこちらのほうで分類分けをさせていただきました統廃合に関する内容と施設に関する内容、入園や定員、要は施設の規模に関する内容と送迎に関する内容、私どもで送迎ステーションとか、送迎ステーションに限らず駐車場問題というところも含めて送迎に関する内容というようにところで分類分けをさせていただいた部分のみお示しをさせていただくというふうにお話をして出させていただいた流れでございます。

◎委員（堀 巖君） 誹謗中傷や個人名や企業名が出てくるところは黒塗りでいいですよということで、いただいたわけです。だけど、その3分の2が黒塗りだらけではなくて、黒塗り以外のほうが多いわけです。普通の回答です。それがなぜ、例えば送迎に関する内容で議会にもらった3分の1の部分で、ぱっとあります。だけど、もらった3分の2のほうで送迎ステーションに関することだと、送迎ステーションは必要ないという意見がすごく多くて、それをなぜ取捨選択して普通の意見も載せないかというところの理由を聞きたいということです。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと今個別のことまで具体的にはわかりませんが、それはカテゴリーの中で先ほど言った中で一部だったのかもわからないなあというふうに思いますし、送迎ステーションについては必要ないといったグラフ的な集計は既に全て出しておりますので、その辺は隠しているつもりはないです。

先ほどの会議に出したものも考察を加えたものと、全く考察を加えていないグラフ集という60ページのものは会議の資料というふうに出していますし、ホームページでも公開はしております。それは主観的な意見を全く加えてい

ないものは出しておりますので、その辺は申し述べたいというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど意見陳述される中で、アンケートの目的も知らずにアンケートに答えている人たちがいるということがありました。執行機関側に聞きますけど、このアンケートをとる際にどのように保護者の人たちに説明をして、このアンケートをとり始めたのか。こういった点については、どういった状況なのでしょう。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） アンケートにつきましては各園から用紙を手渡していただくという形で、それ以外は別段個別に説明をするとか、どこかでお集まりいただいて説明会を開くとか、そういったことは行っておりませんでした。

アンケートの頭書きのところではアンケートの趣旨、その集計結果の利用目的等をアンケート御協力をお願いというところで書かせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） もちろんアンケートの趣旨についてはそこにありますけど、やはり受け取って読んでというふうになかなか難しい部分もあるかと思うんですね。

そういった点で、各園の園長さんから保護者のほうに渡されたということで、その際に一切説明もなしにアンケートに協力をお願いしますというふうに渡されたという認識でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） はい。そういう認識でお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 請願事項の中に、アンケートをとってホームページでは開示しているんでしょうけど、あとは懇話会の中で示された、それは一部の委員と傍聴している人たちが見られるだけの内容ということですね。だから、アンケートをとった結果というのはやっぱり開示すべきだと僕は思うし、そのアンケートに協力してくれた方々に、何らかのどういう方法でもいいんだけど、わかるようにホームページだけではなくてすべきだと思うんですけど、なぜそれはされなかったのか、今後する予定があるのか。ちょっとその辺をお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） まだ懇話会が継続中というところがございます。というところもありまして、全ての集計とかも今後整理をしていく部分もございます。その中なので、アンケート結果につきましても個別の一個一個の意見を細かく載せるということではなく、

要約というか、例えば給食に関することとか何々に関することとかというように形で、そういう意見が何人ございましたとかいうような形で、ある程度整理した形は最終のところではまとめるような予定はしておったところがございます。

また、開示につきましても個別に一件一件お配りするということに関しましては、もともと匿名な形で個人が特定されないような形でアンケートを頂戴している部分なので、お答えしていただいた方全てに返すという手段がございませんので、園では集計結果等はホームページ等が厳しい、わかりづらいということも今御意見を受けましたので、園のほうには、例えば園の玄関のところとかに回答結果というところでいつでも閲覧できるような形、もしくは市のカウンターとかというところでは置いていこうというふうには考えております。

◎副委員長（鈴木麻住君）　そういう形で開示していただく場合、その自由回答が今ホームページにも上がっていないという状況ですね。だから、そういうものもオープンにさせていただけるのかどうかは、どういう考え方でしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君）　最初にも書いてございましたように、自由回答につきましては、やはり先ほど来申し上げているように、もともとが内容は統計的な処理だけで個々の内容は漏れたりしないというようなお約束をさせていただいての結果でしたので、個別を全て出すということではなく、先ほど申し上げたように内容を取りまとめて、いわゆる市民意向調査であるような感じとかの個別の意見を全てではなく、何々に関する意見をどれだけいただきましたというような形の箇条書きのような要点の形で整理をした形で開示をしたいというふうには考えております。

◎委員（関戸郁文君）　ちょっと僕はよく理解できないので確認なんですけれども、その内容を全部一字一句変えずに開示するのではなくて、ある程度カテゴリーに分けてこういうような意見があったというものをまとめながら、今でしたら送迎ステーションの項目、何の項目、例えば西部保育園の項目、北部保育園の項目というような感じで分けて、まとめて開示するという理解でよろしいですかね。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君）　園別ということではなく、例えば給食に関することとか保育料に関することとか、先ほどの送迎ステーションに関することとかというところで、もうちょっと給食の中でも、例えば保育料の中でも高いとか安いとかというような、そういう形で個別な千差万別、374件ほどございますので、それをまとめてという形でと

いうふうでは考えてはおります。

◎委員（関戸郁文君） 請願者の方にちょっとお尋ねしたいんですけれども、今いろいろやりとりがありました。ここに書いてあるアンケート全集計結果の開示、あるいはアンケートの全家庭配付とあるわけですけれども、この文書で想定している例えば全家庭というのは、アンケートに答えた人だけではなくて、私立・公立関係なく保育園に通っている方全家庭に配付を求めているらっしゃるといふ理解ですか。

◎陳述人（笹田祐子君） 回答した人と今現在通っている方については、特に身近な問題であるので開示してほしいと思っています、全てを。

◎委員（関戸郁文君） 配付の意味は。

◎陳述人（笹田祐子君） 配付してほしいと思っています。

◎委員（関戸郁文君） つまり、配付は通っていらっしゃる方全家庭で、開示は今のまとめたものではなくて、全て一語一句変えずに開示してほしい。今、行政の説明ですとそういうことはしないという前提でアンケートをとっているんだけど、やはりそれは必要だという考え方ということによろしいですか。

◎陳述人（笹田祐子君） そうですね。まとめられると、その人が本当に伝えようとしたことがわからなくなると思います。なので、そのままで出してほしいと思います。

◎委員（堀 巖君） もう一回確認します、執行機関に。

アンケートを配るときに、さっき例えば僕がもらっている自由回答欄では、問い10のその他のいろんな意見、いろんな問いごとのその他に書いてあることももらっています。あと最後の自由回答欄のところももらっています。そういった配ったときに当然、例えば普通の文書で、空き待ちでたまたま空きが出たからという回答欄があるとすると、これは先日議会にもらったものにはなかったけどここに書いてある、これはそのまま載せたところで個人が特定されるものではないし、そういった意味で情報公開請求に準じた議会からの資料要求ということで出していただいたと思うんですね。これがさっきの一般市民の方に開示できない理由というのが、ちょっとやっぱり理解できないので、その点についてどう考えているのかお答えください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 少し説明が不足しておったところがあれば、ちょっと訂正をさせていただく必要がありますが、当初のやりとりの中で、今出している、出さないと言ったところが問い24の自由回答欄のところ知りたいという内容があったので、自由回答欄についてちょっとやっておりまして、今まさにおっしゃられたように問いごと

に選択肢が複数、8個とか10個とか用意させていただいている中で、それ以外の理由があられる方というところにも確かにその他の部分があったものですから、今回資料要求に関してはその部分も全て出しているという形ですが、追加で出していた3分の1とかというところは、最後の、問いで申し上げるところの問いの24に関してというところでございます。

◎委員（堀 巖君） 別に問いごとのその他でも、最後の問い24の自由意見でもいいんですけど、これは基本的に秘密にすべき事項でも何でもないというふうに私は考えている。資料要求して出てきた。だからそれは公文書として市民全体の財産だという観点で出されてきたと思うんです。それが今の陳述の要求で、今回の請願の内容でそのとおりだと思し、それは基本的に公開すべき内容だし、それで特定の個人が限定されることもないというふうに僕は見ているんですけども、その点についてどう考えるかということです。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） アンケートのその他の出し方については、懇話会の議論の中でどうしようということがありまして、やはり特定の個人が認識される部分は外して、誹謗中傷じゃないですけどそういったことは外してというような形で出しますという委員会の議論の中で、次の回でさっきの3分の1で出したところだと思います。

こういった要望が出てまいりましたけれども、まず全家庭にというふうになると100ページを超えるようなものを、グラフの生集計と考察を加えたものとか、自由回答をすれば別のものがされる、それはちょっと現実的にどうなのかなあというふうに思いますので、こういったホームページに載せていますよというようなことは園だより等で知らしめていきたいなああと、こういう請願もありますのでというふうに考えております。

その他集計については、市のこれまでの、前にどこかでも議員さんにはお話ししたかもわかりませんが、市民意向調査なんかをすると、その他意見をすごく書かれます。見ていただくと、最終的には職員が不親切だというような意見が何件あったと。職員が多い、議員が多いという意見が何件あったという公開の仕方をしてしています。全文になれば本当に見るにたえないようなことも書かれているのではないかなあということで、そのあたりは隠しているわけではないですけども、そういった集計の仕方をしておりますので、保育園の今回の集計についてもそういう形で公立を褒めていただいたりということもたくさん公開していきたいですし、私立についてはこういう意見があったというような、そういう集計の仕方が何件あったということは公開していきたいというふうに考えています。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（宮川 隆君） 陳述人の方にお伺いするんですけども、今回請願の事項の中でアンケートの集計結果を開示してくださいというのが大きなテーマだと思うんですね。この開示を求める大きな理由の部分で、今課題になっている適正配置の懇話会等々の流れの中で、それが基礎になって自分たちの思わぬ方向に行っているんじゃないかという疑念があるから、それをまず開示してもらいたいというのが主な部分なのか、それとも逆に保育園の実態、実像というものを見きわめる、自分たちで全体としてこういう考え方を持ってみえる方も見えるんだなという、そういう趣旨、要は特にこの間お会いしたときにお話を聞いた中で、西部保育園さんたちは自助努力、自分たちで築き上げるということをお勧めして見せるというふうに理解しているんですけども、そのための一助となる資料として開示を求めるという部分と、2つ大きな理由があると思うんですけども、その辺の感覚というか、どういうところからこの開示を求めているという、大きな部分というのはどういうことなんでしょうか。一番根っこになるところは。

◎陳述人（笹田祐子君） おっしゃっているのは確かにそのとおりなんです。ただ、知らなさ過ぎる、そして例えば後でアンケートを配付して下さるとは言っていましたけど、知った後に発言する時間がない。今このタイミングじゃないと、とにかく知識がなさ過ぎる。先ほどおっしゃったように何がどうよくて、何がどう悪いかというのもきちんと考えられるほどの情報量を持っていない。なので、開示してください。

◎陳述人（甲山海緒君） ママたちが考える時間もなく統廃合の話が進んでいると私たちは受け取っていて、そもそも統廃合の話が進んでいることすら知らない方がとても多くて、統廃合がいいことなのか、それとも困ることなのかを考える時間すらないというのが一番問題だと思っていて、確かに財政の問題とか、いろいろ建物の問題とかがあって、すぐやらなければいけない、考えなければいけないことなんだとは思いますが、保育園の統廃合は本当にママたちの生活に直結する大事な問題なので、できるだけ保護者の皆さんが考える時間が欲しい。あと笹田さんもおっしゃっていた資料が欲しいというところが大きいです。以上です。

◎委員（宮川 隆君） 次に、執行部側にお聞きしたいんですけども、このアンケート、我々が民間でもアンケートをとることはよくある話なんですけれども、手法として全体の実態把握という意味合いと、逆に既成事実としてこういうふうに誘導したいという部分と実際はあるわけなんです。

この辺は我々もちょっと考えなければいけないところなんですけれども、

ここに出されたアンケートを全体の意見として、議会として捉えていくつもりはないです。それは一つの資料として見るというつもりでいますし、懇話会から出てきた意見というものに関しても、これは重視しなければいけないというのは重々あると思うんですけれども、それが全てではないというふうに議会としては捉えなければいけないというふうに自分に戒めているところなんですけれども、そうすると、ここでこの請願で言われているのは、お母様方としては自分たちが考える一番もととなる全体像を把握するために開示が欲しいということだと私は理解しているんですね。そういう意味合いで言えば、先ほど言われたように個人情報だとか単に誹謗中傷というのは省けばいいと思うんですけれども、できる限りこういうことに限らずアンケートの開示を今後していくべきだと思いますし、そのことによって市民がみずから考えて御意見をいただく、要は岩倉市の市民の政治参加というところにつながるものだと思いますので、そういうようなお考え方に基づいた開示のあり方というのを考えていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） まず、今回のアンケートの最初の目的のところでは、決して既成事実とか誘導とかという意味ではなく、純粹に公共施設再配置計画の中から学校に関するところは長寿命化、保育園に関するところも別途議論の必要があるだろうということで、この公立保育園に関しても適正配置方針というところで、この懇話会が発足しております。

である以上はまず公共施設の再配置が上にあるという段階で、まず一定老朽化であるとか、施設をこれからどのように維持をしていくかとかは、まず絶対に語らなければいけないところというところは、アンケートの最初のお願いのところにも書かせていただいております中で、皆様がどのように感じているかというところと今後どのように市民の方が思っているかというところを広く意見を求めないというところでさせていただきました。

そういう意味で、この結果を生かして今後懇話会のほうで方針をつくらせていただくという中の開示に関しましては、項目別にまず自由回答で全てをやれるというわけではないので、必要な欲しい情報については、この23問という多い質問にお答えいただいた中に盛り込ませていただいております。それは統計的に集計をさせていただきます、次の結果でアンケートの結果から見た特徴や課題と、結果から分析できることを示させていただいた上で、それを生かした基本的な考え方というふうにつくらせていただいておりますので、そのあたりに関しては今いただいた中で私どもも十分アンケートを反映させていただき、今後の私どもの、誘導と言われてしま

うと、公立保育園を適正に今後どう維持していくか、どう配置していくかというところは大前提にあるということは御案内はさせていただいておるといところだけでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（宮川 隆君） アンケートにとどまらず、先週、議員と委員さん含めて春日井のほうに勉強させて行かせていただいたんですけれども、そのときに感じたのが、一定の方針が決まっていると、財政面の部分だとか今後の人口問題だとかとも一定の方向は決まっている。ただ、それをどうするのかというのは一から市民を含めて話し合っ結果を出してきたという事例がありましたよね。我々もそうなんですけれども、やはり信用されていないという前提で物事を進めていくべきじゃないのかなとつくづく今考えております。

やっぱり基礎データを含めてちゃんと開示した上で、それに基づいていいことも悪いこともちゃんと議論してもらい、自分たちにとって何が必要なのかというのを考えてもらうということが、今後我々にとっても必要な話だと思うんですけれども、今陳述人のほうからありましたけれども、出た結果が結果でそのまま終わってしまうのではなくて、それに基づいて自分たちも考えたいというような御意志だと思いますので、そういう部分に関して今後丁寧な、時間がかかってもしょうがないと思うんですね。未来を担う子どもたちをどう岩倉市として育てていくかという基本的な部分だと思いますので、時間がかかってもいいですからみんなと話し合う、そういう機会をより多く、それは今回のアンケート結果も含めてデータを開示した上で、きめ細かく丁寧にこういう問題は進めていくべきだと思うんですけれども、そういうスケジュールになっているのでしょうか。ちょっとアンケートのこれとは外れてしまうかもしれないですけど。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 懇話会のスケジュールという流れで申し上げますと、昨年度の秋口からというところで6回開催をさせていただき予定で始めております。

その中で、一般的には委員の皆様、市民委員の方を含めた委員の皆様で進めておったわけですが、その中でやはり委員の皆様だけではなくほかのお母様方にもお話を聞ける機会をというようにところもということで、当初のスケジュールのところでは別の保護者の皆様でもちょっと出られる機会をというところで懇談会というのを1回開催させていただきたいので、もしそういう機会があったら御参加いただけますかという参加の御意向もアンケートには同封させていただいて伺って、実際にそれは開催をさせていただきましたので、そういう意味で申し上げれば結果について、後についての議論ということではないですけれども、途中では広くお伺いできる場というのは御用意は

させていただいて、今回やらせていただいております。

◎委員（宮川 隆君） お母様方の意見を聴取する、把握する機会をつくったという答弁だったんですけれども、別にそんなハードルを上げる必要性は僕はないと思うんですね。どこかに集まっていただいて、意見を出していただくということではなくて、やはり保育園に通う御両親というのは、基本的に働いてみえるわけですよ。どこどこに何月何日に来てくださいと言われてもなかなかそれは難しいし、来られる方も一定限定されてしまうというわけですよ。

そういうことであれば、保育士さんもしくは園長先生との日ごろのおつき合い、会話の中で、アンケートの結果を出した後にこの部分に関しては私はこう思うんだよねというのを口づてでいいですから聞くという。そういうような時間的なものというのも一定持つというのが、お母様方の生の声を聞くという意味合いで言えば大切なプロセスなのかなと思うんですけれども、そういうようなことは今のところ考えてみえないということなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほども少しお話をさせていただきましたが、今回この後アンケートの結果のホームページに公開しているものに関しましては、それぞれの園のいわゆる掲示板とかには出させていたかどうかというふうには考えてございますので、そうすると当然、朝夕の先生とお話の中でそれに関する話が出ることも十分考えられます。それを別に否定するものではないですし、そういうお話があれば当然それは園長先生のほうから私どもは頂戴するということは可能でございます。

◎委員（宮川 隆君） 済みません、どんどん脱線して申しわけないんですけれども、今の答弁を聞いているとすごく待ちの姿勢に捉えられてしまうんですよ。

やっぱり行政としても本当に今後必要なもの、こうあるべきだというのは、執行部が目指す理想ではなくて、お母様方が目指す理想に近づける必要があると思うんですね。それは、現場の保育士さんも同じ考え方に基づいてお子さんたちを大切に見守ってみえると思うんです。そういうことと言えば、こちらからもし御意見があったら積極的にどうですかというような声かけをしていくという姿勢が求められると思うんですよ。そういうことは考えていただけないんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） それについては保育園の運営として日々心がけているつもりですし、保育には自信を持っています。皆さんの声は担任が聞いて、主査保育士が聞いて、園長が聞いて、指導保育士が聞いてということは日々やっているつもりです。

ただ、今回の調査については、アンケートの表面だけでは説明が不足していたのかなど。ただ、私どももこれを出すときに7ページぐらいのアンケートで、こんなアンケートは嫌じゃないですかとって委員会の中でも申し上げたら、保育園父母の会のほうがもっと細かいアンケートだから大丈夫ですよというふうにも言っていた、アンケートの項目についても保護者委員の方が幾つも指摘をいただいて直しました。本当に積極的な委員の方が参加してくださっているなあというふうに思っておりますので、もともと私どもがつくって民間の方の意見を聞いて、委員長・副委員長の意見を聞いて直したんですけど、さらに会議でその日ではなくて文書で何ページにもわたるような意見もいただいて直したところ、本当にありがたく思っています。

御指摘のとおり、先ほども言いましたように園だよりなんかで案内したときには、こちらからもどうですかという声かけはまだしていきたいなというふうに思いますし、日々の声かけといたしますか、適正配置のアンケートに限らず意見は吸い上げているつもりですので、その辺は御理解いただきたいと。その辺は評価もしていただいているところだと思っております。

先ほどちょっと誹謗中傷という言い方をしましたけど、運営に対する批判というようなことに発言をかえておいていただきたい、批判的なものもあります。誹謗中傷という言い方は、ちょっと言い過ぎたかなというふうに、済みません。

◎副委員長（鈴木麻住君） 大分意見も出尽くしたので、ちょっと議員間討議をして方向性を見出したいなと思うんですけど。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、議員間討議に移ってよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、議員間討議のほうに入っていきたいと思えます。

発言する議員の方は挙手をお願いします。

◎委員（堀 巖君） 私は、陳述人が冒頭に述べられたことが全てだと思えますし、今の現状としてお母さんたちが情報が足りないという現実があって、それが何百名という賛同者が得られたのを直視すると、採択すべきではないかなあというふうに考えます。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの執行部の答弁を聞いていても、出さないとはいっていないわけですよ。だから、どこまでを出すのか、どういう形で出すのか、それが電子媒体なのか印刷物として出すのか。その辺が課題になるのではないのかなあ。

批判的な御意見という表現に変わったようですけども、要はどこまで何

をどういうふうに出すのか、手法も含めてね。それが一定型を決めた上で、委員会としては開示を求める。何もかもというわけにはやっぱりいかないでしょうけれども、そういう枠というものをどう考えるのかということも付加した上で進めていくべきではないのかなというふうに思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） アンケート結果を開示というのは一定理解できますし、そんなに悪意を持って多分アンケート結果をつくっているとは思えないし、3分の1の自由回答にしても整理しながら一応まとめられているということは理解できます。

ただ、もっといろんな詳しい情報も知りたいということであれば、その都度それを開示していくというのがいいんじゃないかなあとと思いますけど、ちょっとここに書いてある全集計結果とか全家庭配付とかというふうになると、相当コスト面もかかるし、厚い冊子を全戸に配付するのかという手法的な問題ですね。今後そういうアンケートをとったらそういうことを全部していかなくちゃいけないとなると、大分ハードルが上がるんじゃないかなという。

だから、その開示方法も、ホームページだったり、各園に依頼してアンケートをとった経緯があるということですから、園を通じて一定内容がわかるように開示していただくとか、それで足りなければもっと資料要求をしていくとか、いろんな方法はあると思うんですけども、結果に基づいて次の請願、あと2つ残っていますけど、そちらへつながっていく話なのかなと思っていますので、まずは趣旨はわかりますということで、僕は趣旨採択でいいんじゃないかなと。全戸配付とかちょっとハードルが結構高いんで、このところは趣旨採択でどうかなと思いますけれども。

◎委員（関戸郁文君） 先ほどの請願の方に確認させていただいたところ、全戸配付が請願の意思というふうに僕は思ったんですけど、それでよろしいですかね。

〔発言する者あり〕

◎委員（関戸郁文君） ですよね。

そうすると、今おっしゃられたような趣旨採択というふうにはちょっとならないのかなというふうに思います。なぜかという、全戸に配付することを確定……。

◎副委員長（鈴木麻住君） 確定じゃないですよ。だから、その趣旨はわかるから趣旨採択という。

◎委員（関戸郁文君） 趣旨は、だってそれじゃないですか。全戸に配付することが趣旨なんじゃないですか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 開示が趣旨でしょう。

◎委員（関戸郁文君） 違いますか。

◎副委員長（木村冬樹君） 請願者の趣旨は理解すると。その上で、執行機関に強制するわけじゃないけど、我々の意思として趣旨を確認すると、そういうことだよ。

◎委員（関戸郁文君） ごめんなさい、私の理解が悪くて。

◎副委員長（木村冬樹君） 全家庭配付が認められなかったら趣旨採択もできないなんていうことはないよ。

◎委員（関戸郁文君） ちょっと休憩をとってもらってよろしいですかね。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開します。

◎委員（木村冬樹君） いろいろ議論を尽くしたところだというふうに思っています。言うまでもなく、自治基本条例は市が所有している情報については市民が知る権利があるというふうに書かれているし、あと市民参加条例には、アンケートの集計結果についてはできるだけの開示をするというような形の文言があるというふうに思っています。ですから、方向性はそういう方向で一致されているのかなというふうに思っているところです。

問題は、その開示の仕方だとか開示の範囲というところが今温度差になっているんじゃないかなあというふうに思うんですけど、今私が考えるに、この問題というのは保護者にとっては本当に切実な問題だというふうな意見陳述を聞いても感じました。ですから、やっぱりそういう人たちがいるということは、できるだけ本当にあからさまに情報を出すということが必要なことだというふうに思って、ですから先ほど総合計画のことなんかもありましたけど、これから10年先のというようなこととは違う、今現実に直面している保育ということに対して、それから今自分たちが受けてきた保育に対して将来どうなるのかという不安、こういうことをやっぱり市民として感じているというふうに思いますので、できるだけの開示を求めるという方向で採択をすべきだというふうに私は思っています。

◎委員（堀 巖君） さっきの議員間討議ということで、さっき鈴木委員が言われた全戸配付のところの解釈なんですけど、僕は市民の方が出す請願というのは、やっぱり余りハードルを高くすべきではないと思っています。言葉の使い方もそうです。だから、この全戸配付というのは、電子的な配付もあり得ると思うし、それは執行機関の裁量の中でさっきの物理的なこともあるので、そこら辺は緩やかに考えたほうがいいと思いますというのが僕の意見です。紙媒体にとらわれる必要はないということです。

◎委員長（鬼頭博和君） そのほか御意見ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、一旦暫時休憩に入ります。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

今の議員間討議で皆様からさまざまな意見が出ました。執行機関からもいろいろな情報開示についての御意見もいただきまして、なるべく保育園に通っているお母さん方が納得できるような形で情報開示をしていきたいと考えていきますので、今回の請願第1号については趣旨採択するということで意見が今まとまりました。

お諮りいたします。

この請願を趣旨採択することに同意する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は趣旨採択することに決定しました。

続いて、請願第2号「西部保育園の維持・存続に関する請願」を議題とします。

それでは、初めに意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（岸野奈津美君） 西部保育園は、設立から48年の歴史ある保育園です。およそ30年前に廃園の危機があり、その当時から保育園を存続し、よくしていこうというマインドが先生方や保護者の間で引き継がれて現在に至ります。

しかし、設備や園舎の老朽化が進み、耐震などの安全性を考えていく上で園舎の立て直しが必要な時期が近づいています。さらに岩倉市の財政の状況や少子化を踏まえ、岩倉市公立保育園適正配置方針により、公立保育園の統廃合や公私連携型保育所の提案などの民営化の案が出されている状況です。

西部保育園の園舎の建てかえについては、耐震の問題などから必要があると考えられますが、西部保育園はアンケート結果から見ても、公立・私立を合わせて11の保育施設の中から最も適正であるというアンケート結果が出ています。また、加配保育にも適した死角のない一目で見渡せる建物の配置や自然豊かな周辺環境、御厚意で貸していただいている畑など、西部保育園ならではの立地環境のよさがあります。こういった環境の中で、保育士の先生方の努力や保護者同士の交流の中で、支援児も健常児もともに協力し合い、互いの個性を認め合える保育が行われています。

加配保育に適した環境があるというのも西部保育園の特色の一つであり、

ほかの園では加配がつく子でも、西部保育園では加配をつけなくても保育を受けられるという例があります。そして、支援児も隔離されることなく健常児とともに生活ができ、支援児にとってはもちろん、健常児にとっても個性を認め合いながら協力する成長のよい機会となっています。

私の子どもが西部保育園に在園していたとき、腕をけがしてしまい、運動会の参加ができず見学となりました。そのような状態の子どもでも、お友達の応援のための太鼓をたたかせてもらったり、できる範囲でのお手伝いをさせてもらったり、先生方の御配慮によって親子ともに心に残る運動会となりました。どのような状態の子どもであっても人権が守られ、温かく受け入れられ、ともに活動するきっかけを提供してくださる保育の質の高さを保護者の一人として実感しました。このような差別や区別の少ない環境での生活を幼少期に送ることで、互いに理解し合える豊かな心が育まれ、いじめや差別意識の軽減にもつながると感じています。

関西大学の名誉教授であった鈴木祥蔵氏は、幼保一元化を進める際は子どもの人権を保障するものでなければならないとし、9つの視点を提示しています。その9つの視点は、人権や個性の尊重、縦割り保育などの異年齢交流、自然豊かな環境、保護者との関係性などについて言及されていますが、その9つとも西部保育園では実現されていると感じ、理想的な保育が継承されています。

ここでお伝えしたいところは、このように満足度が高い西部保育園の存続を願う保護者が現時点だけでも400名以上存在し、まだまだこれから見える見込みであるということです。今回の請願の3つ目の「公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願」にも、西部保育園の存続について含まれているとの御指摘もありますが、あえて西部保育園の存続を別の請願として出させていただいているのには、このような理想的な保育を継承されている西部保育園を愛する子どもたち、保護者、OBの皆さんの熱意や結束があつてのことです。

また、今回の請願は、毎年9月に提出される父母の会の請願とは全く別物であり、西部保育園の父母、OBが中心となって地域の方々とまとめた請願です。未来の請願内容である9月の父母の会の請願を待って、継続審査となることのないようお願いしたいです。

議会基本条例を読ませていただきました。議員の責務と活動原則第5条の逐条解説に、議員が少数意見も反映し、合議により結論を導き出すための手法と、議員は市民の目線で活動し、市民の代表として全体の利益を求める姿勢を定義していますと書かれていました。400名以上という多数の賛同を連

名という形でいただいているとはいえ、西部保育園の保護者が多いということで、岩倉市の7園の保育園の中では一部の意見とみなされてしまうかもしれません。万が一、一部の意見とみなされたとしても、議会基本条例にもあったように、議員が少数意見も反映し、合議により結論が導き出されることを望んでいます。未来の未定の請願を想定して継続審査するのではなく、現時点のアンケートでの西部保育園の評価の高さや、400名以上の市民の声に耳を傾けていただけるようお願いいたします。

また、公立保育園の適正配置・適正規模の方針案について情報開示が不十分なまま進められていることについて、先ほど御賛同いただきました。市民の声が十分に反映されないまま進められている方針案に疑問を持ってこの請願を提出します。この理由から、情報開示が不十分なままの公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の動向を待つて継続審査となることについても、私たちの望むところではありません。

以上、長くなりましたが、保護者からも支持が高く理想的な保育が行われ継承されている西部保育園を、岩倉市公立保育園適正配置方針により統廃合、民営化されることなく存続されることを望みます。

以上です。ありがとうございました。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 請願理由、内容はよく理解できます。西部保育園の保育の質が高いというのはアンケートにも出ていますし、十分理解しています。

その趣旨の中に、設立から48年と古く老朽化が目立つと、それは一定理解されていると。私たちが今危惧するのは、やっぱり老朽化が激しい保育園、要するに鉄骨造で平家なんですけれども、築48年たつと、耐震的にはフレーム、構造材自体は大丈夫ということで一応補強はしてあります。ですが、非構造部材というのは難しいんですけれども、地震が来たときに天井が落ちてくる、照明器具が落ちる、ガラスが割れるというのが日常起こり得る想定されることです。非常に危険なわけですね。建物が壊れなくても、要するに倒壊しなくても、そういうものでけがしたりという状態が起こり得る。いつ地震が来るかわからないということを前提に、今公共施設の再配置、古いもの

をどうするかという考え方を今一生懸命皆さんで検討していると。その中に学校の長寿命化も含めて検討する中で、先ほどもありました保育園の適正配置という、ちょっと表現は違ってわかりづらいんですけども、岩倉にある7園の保育園をどのように、これから改築なのか統廃合しながら維持していくかということを検討する場なんです。

だから、ソフト面のよさで継続・存続してほしいという部分と、ハード面の問題点は、やっぱり別で考えていかなきゃどうしてもいけないんじゃないかなという。だから、今のままということでは多分できないんで、やっぱりどこかで建てかえる、それが5年後なのか10年後、早ければ僕は5年後ぐらいには建てかえる計画に乗せて進めていきたいなあと考えています。

ただ、今の名草線から西側のあの近くに建てるのがいいのか、あのまま壊して建てるというわけには多分いかないんで、そういうことも前提に視野に入れてどういう規模で建てるのかというのが適正配置で、今後我々も再配置の中で考えていくということを考えているわけですね。だから、ここで今維持存続とソフト面だけの話なのか、建てかえはやっぱり必要だと考えてみえるのか、そのときにどういう状態で維持存続するのかという考え方をちょっとお聞かせください。

◎陳述人（岸野奈津美君） 確かに設備とか非構造物の耐震性などの安全性のことがありますので、今このままの平家の建物をそのままそっくり残すというのは現実的ではないというのは認識しています。

ただ、本来ならばそのまま建てかえていただくのが私たちの望みではあるんですけども、建てかえというのが難しい、ちょっと違う場所に新西部保育園のような形で建てかえということも考えられるというお話だったんですけども、その場合に西部保育園というものが、例えば中部保育園と統廃合して大きくなって建てかえますよとか、そういったことになるソフト面の変容というのは免れないと感じています。なので、今の規模を維持していただく、建物の存続は難しいかもしれないですけど、今の規模を維持して建物を新しくしていただくということを私たちは望んでいます。

◎副委員長（鈴木麻住君） これは西部だけじゃなくて、請願の3号にも関係する話なんですけど、例えば北部なんかは小さい保育園で人数もどんどん減ってきていると。そんな中で北部と中部とという話もあります。

西部はあそこだけちょっと離れてあるわけだから、どこかと統合というのは難しいのかもわからないですけど、ただあの清閑、長閑な環境を維持しながら、そこでまた西部保育園をつくるのであれば、保育の質は変わらないですよ、その園の先生たちが同じようにやれば。ただ、その規模が変わって

もある程度そこでやっている保育の質が変わるかどうかというのは、同じ人たち、あるいは公立の保育の保育士たちがやっていることであればそんなに変わらないんじゃないかなと私は思うんですけども、それは保育の質の問題をどう維持するかというのは、ちょっとどうなのかなあという。

◎**陳述人（岸野奈津美君）** 保育園・認定こども園の利用実態などに関するアンケートで、西部保育園に関して規模が最も適正であるというアンケート結果が出ています。この小規模であるからこそお互いに顔を覚え、保護者も保育士さんも子どももお互いに交流ができという、規模が適正であるというアンケート結果が出ているので、そこを規模を変えろということになると、やはりお互いのことを知らない保護者が出てきたりだとか、あと今まで受け継がれてきたぞうさんクラブという西部保育園ならではの伝統の行事ですとか、そういったソフト面が規模が変わることによって変容するというのは考えられることなので、このアンケート結果の最も適正であると出ている結果にもかかわらず規模を変えろということになると、西部保育園の在園の保護者、OBの方から非常に反発が起こることは容易に想像できます。

◎**委員（堀 巖君）** 再確認、端的にお聞きします。

この西部保育園の維持・存続を求めますというのは、ハードではなくて、先ほど来言われる西部保育園の質であるとか、伝統だとか、文化であるとか、そういうことの維持・存続を求めますということによろしいでしょうか。

◎**陳述人（岸野奈津美君）** 本当であれば、今のままの立地で建てかえていただくことが一番私たちの望むことなんです。その長閑な環境ですとか畑のこととか、畑は特に隣にあるので割とすぐ子どもたちも安全に移動ができるという状況ではあるので、本来であればこのままの立地でそのまま建てかえていただくことが一番望ましいと考えているんですけども、それが建てかえをすることによってちょっと難しいということであるのならば、例えばすごく離れたところに建てかえをするとすると、その立地環境が大きく変わる可能性があるので、本当に近い土地で長閑な環境で建てかえを進めていただけるということであれば、まだ私たちの納得は得られるのかなあと感じています。

◎**委員（堀 巖君）** そのつもりで質問したつもりで、環境というのはその建屋のハードではなくて、それも含めて、例えばちょっと移っても同じような環境や今の全てが見渡せるような環境はソフトだということで、ソフトですよということでお聞きしたつもりだったので、ごめんなさいね。

◎**委員（関戸郁文君）** 西部保育園を存続させてほしいという気持ちは本当に十分に伝わりました。

次の請願とも関係してくるんですけれども、今回、西部保育園だけ独立させて公立保育園を存続させてほしいという請願の内容だと思うんですが、その背景というか、西部保育園は何かもうすぐに今にでも統廃合されてしまうんじゃないかというような危機感を3人の方が持っていらっしゃるような感じをすごく受けるんです。それはなぜそういうふうに思われるのか、何か具体的に行政から西部保育園はなくなってしまうんだとか、そういうような話が何かあるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

執行機関の回答でもよろしいですけど。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 申しわけございませんでした。

まだこの公立保育園適正配置方針というのは、先ほど来進めてきているこの状況でございます。まだ私どものほうとしては具体的な事例等の提出はしておりません。ということでよろしいでしょうか。

◎陳述人（岸野奈津美君） 公式な場ではそのような話は出てはいないという認識ですが、非公式な場でそのようなお話を聞いたことがあるということで、存続を願う保護者がとても多いので、請願を出してはどうかという400名以上の連名の方との意見で請願を出させていただきました。

◎副委員長（鈴木麻住君） 先ほど説明させていただきましたが、今西部保育園の存続で、あそこに建てかえるとしたら一遍壊さなきゃいけないですよ。壊して建てかえるのにほぼ1年ぐらいかかると。その間園は休園で、その園児たちはよそに行くと、あるいは仮設をどこかに建ててということになるんですけれども、その長閑な環境が今の状態で維持できるかどうかというのは、例えばあの辺が開発されたらまた環境も変わるだろうし、いろんな2次的な要素で変わってくるんじゃないかなと思うんですよね。行政があつて近くで本当に長閑なところで土地が探せばいいですけど、そういう問題もございませぬ。

だから、そういうソフト面をどこかで維持していきたいという、環境も含めて、あるいは保育の質だとかということは、ある程度はできると思うんですよね。ただ、ハード面であつて場所新しくというのは、ちょっとやっぱり無理があるかなあというふうに思うので、ちょっとその辺も踏まえて今後どういう方向で行くのかなあという、行政がどう考えているのかということもあるんですけれども、6月末にはある程度方針が出てくるということがありますので、それを見ながら考えていったらどうかなあと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

◎陳述人（岸野奈津美君） 済みません、ちょっとずれるかもしれないんですけど、今の西部保育園の土地というのは行政のほうで見つけてきた土地ではなく、保護者の方が見つけてきた土地ということもちょっと小耳に挟んだので、その点ちょっと質問してもよろしいでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 西部は今市の土地で、買った市有地です。過去にやっぱりあそこら辺に保育園がないものですから、つくるときに、保育園にするんだったら土地をというふうなことをおっしゃってくださったということは伝え聞いています。それがどなただったかはわかりませんが、それは聞いています。

ほかの市有地でもそうだと思うんですけど、こういうことに提供するんだったら売りましょうという方、大抵の方はそうだと思います。

◎陳述人（笹田祐子君） またちょっと御質問された趣旨と外れるのかもしれませんが、ほかの園もそうかもしれない、西部保育園に私の知っている方で、雨の日でも自転車で通われている方とか、お母さんが車の運転ができなくて、お父さんが仕事に行って歩いて登園されているという方も見えるんです。うちの近所なんですけど。先ほど近くに場所が見つけれなかったらというふうに簡単におっしゃられたのがちょっとショックで、本当に苦勞されて登園されている家庭もいるので、距離感というのも大事に思っていたきたいなと思っています。ちょっと質問に対する回答というか、意見になっちゃって済みません。

あと、ハードとソフトは分けて考えないといけないというふうにもおっしゃられていたんですけど、ハードを整えてソフトが維持できなくなるとは意味がない、子どもの人権は守られないんじゃないかと思うので、ハードとソフトを完全に切り離してしまっってはいけないと思います。再配置の中に、さらにどのようにしてソフトを維持していくかということも、会議の中できちんと考えていっていただきたいと思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 請願の前2段については、本当に西部保育園を評価していただいてありがとうございます。感謝しております。

ただ、おっしゃられた中で、西部保育園だけがいい保育をしているというような発言に聞こえたので、岩倉市の全7園については同じような保育をしておりますので、その辺は御理解を。これが出てきたときにほかの園の方はどう思われるかなあということも少し心配にはなりました。本当にありがとうございます。

もう一つは、これが一番多くの署名を集めて450人という方の署名を集められております。先ほど紹介議員である堀議員の発言がびっくりしたんです

けれども、これはそういう趣旨ですかという感じで紹介議員になられるんでしょうか。

もう一つ、450人という方、多分西部のOBという方とか保護者の方が多いと思うんですけど、紹介議員の方はどういった方、特徴的なことがあればぜひ教えていただきたいなと思います。西部保育園じゃない方で署名されている方はどういう傾向なのかということは分析されているんでしょうか。お母様方だけじゃなくて議員の方に聞きたいなと思います。

それから、先ほど通園の適正なというところは、少しグラフを見てもらうとわかるんですけど、西部が87%と一番多かったです。一番多い中部でも80%が適正だという結果が出ておりますので、その辺のことも少し申し述べさせていただきたいなというふうに思います。北部については50%が適正だけど、少ないという方が48%もいらっしゃるということ。東部が今75人ぐらいいるんですけど、80%が適正という意見もありながら、16%ほどはやや少ないというような意見もあります。西部のことは本当に愛してくださっている請願だと思いますけど、そのあたりも少し申し述べさせてもらいたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） ほかの園も同じような保育をしているということなんだけれども、その点についてはそうだと思うし、ただ西部保育園の特徴というのは、さっき言ったやっぱり環境がすばらしいというところだと思うし、さっきの長谷川部長の言葉でほかの園の人が見たらどう思うかというのをそのままそっくり返したいのは、前回の協議会で言ったように、副市長が民間の園のほうが満足度が高いことがわかりますと、民間のほうが頑張っているためだと思いますという発言こそおかしいんじゃないか。保育園の人たち、関係者が見たら怒るんじゃないかとそのときに発言したけど、その点についてそっちのほうが大事で、保育園の関係者の方が今回数百名の方が本当に短い間で署名をして意見を集めたことで、ほかの園の人たちがどう見るといっても、そっちのほうがよっぽど重いなと思います。

それから、今回の400名の名簿をどんな人が署名されているのかというのは、集計として僕も手伝いました。それを見る限り、やっぱり八剣の方とか遠くの方も見えましてし、どの程度どの地域でどういうふうというところまでは分析していないのが現状です。

◎委員（木村冬樹君） 質問があったのは、450名近くの方々のどういう分布なのか分析されているのかということでもありますので、それも私も集計のところで見ました。住所的には先ほど堀委員が言ったようなほかの地域もありましてし、それがどのぐらいかというところまでは見ていないです。です

から、請願の代表者がおっしゃられたように、西部保育園の保護者とOBの方と、そして地域住民、そういう人たちのつながりでの地域住民の人たちがまとめ上げた請願だというふうに捉えているところです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑は。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと間違っている部分は訂正したほうがいいかと思います。

民間の園のほうが満足度が高いことがわかります、民間の方が頑張っているためだと思います。民間の方のほうが頑張っているという言い方はしていませんし、当然私も公立の保育園のほうは頑張っているというふうに思っていますし、自信は持っています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑は。

◎陳述人（岸野奈津美君） こちらの西部保育園の維持・存続に関する請願を出させていただくことで、例えば西部保育園だけが生き残ればいいのか、そういった考えはありません。ほかの園に関しての請願も次の3番目に関して出させていただいているので、西部保育園を愛する保護者が出させていただいたものではありませんけど、ほかの保育園について否定するものではありません。

補足させていただきますが、連名していただいた中でも、例えば北部保育園に通われていた保護者の方ですとか、西部保育園以外の方もいらっしゃいますので、それもちょっとお伝えしておこうと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） では、質疑のほうを終結します。

次に、議員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

◎委員（宮川 隆君） 結果を導き出すのにすごく迷っているんですね。要は、この残していただきたいというお母様方の御意思というのはすごくわかりますし、この請願を見たときに平成10年のときに南小学校のPTAで少しかかわっていたんですが、この前年の9年に南部中学校の学生さんが自殺されたり、それからその後ほかの小学校のOBの方が少年院から出てみえて、その後輩の当時の岩中の生徒たちを唆したりだとかという時期だったんですね。ただ、南小学校に関してはすごく安定していた。それを各市P連の会長さんたちとお話しする中で、やっぱり南小学校は当時定住者が多かったという地域事情と、それから今でもそうなんですけれども、やっぱり独自に子どもたちを見守ろうという素養が地域ごとの伝統的にあったと。

南小はそうだったんですけれども、じゃあほかの小学校が違うかということでもないですし、各校長先生方がそれなりの特徴ある経営というのを考

えてみえる。ただ、校長の考え方で学校の方針が全て変わるかというところではないんですね。やっぱりそこに通われているお子さんもそうですし、それから御父兄もそうですし、それを見守る地域の事情というのもありますので、そういうのを複合して伝統という形でそれぞれの学校、今でいう保育園もそういうものができ上がってきているわけですから、そういうものを大切にしようという気持ちはすごくわかるんです。

反面、あくまでもこれは統計的な話になってしまうんですけれども、2040年ぐらいには子どもの数が半減すると言われていています。当然今後耐震だとか再配置を含めて、そういう状況にあることを前提とした規模の大きさのものをつくらなければいけない。なおかつ今考えられているのが、7園を統廃合するという考え方の話でもあります。7園を残して、そこにいろんなものを入れていこうという考え方もあります。

少なくとも今の環境下、要は、特に西部保育園の周りというのは市街化調整区域ですので、そう激変するということは余り考えられないんですけれども、やっぱり一定そういういろんな施設が入る、道路の拡張による影響だとかというのは当然あります。そういうものを複合して、保育園もしくはその地域をどう考えていかなければいけないのかというのが、我々が将来的なものを見据えて考えなければいけないというのもあるわけなんですね。

西部保育園だけがよければそれでいいなんていう考え方はないとおっしゃっていますので、一安心しているんですけれども、少なくともお子さんが半分になってしまえば、保育園そのものを縮小するのか、もしくは統合するのかというのは、少なかれ選択に迫られるところになるわけなんですね。

かつ、今の市の置かれている状況としては、まだ何も決定されていない、幾つかの提案がされているけれども、それに関して執行部も決定的な提案をされていませんし、我々も決定的な結論を出していないというのが議会としての現状なんですね。その中で、気持ちはわかるんですけれども全体の利益をどう捉えるのかというのが、我々に迫られる究極の選択なのかなというふうに思っています。

確かに例年、次の議会にはほかの団体から請願が出てきます。それとこれとはまた別の話だというのは十分理解しているんですけれども、それ以前に市全体の方向性を示して、その是非というものが問われるその前の段階で、西部保育園の維持・存続というこの部分だけに言及するというのは、なかなか結論が出しにくいのかなというふうに私としては思っています。自由討議ですよ。

◎委員（木村冬樹君） さっき申し上げたように、この請願というのは西部

保育園の保護者の方、OBの方、そしてそれに関連する市内の方々が賛同を得てまとめ上げたということだもんだから、これは一つの地域的な願意だというふうに思います。私たちが紹介議員になるときも、やっぱり西部保育園だけという思いはあるんですよね。だけど、3つ目の請願でこういうふうになるもんだから、4人とも同じように紹介議員になっているというふうに思っているところです。

ですから、西部保育園がどうなっていくのかというのは全く白紙の状態、執行機関側としても具体的なものは何も提示していないということになります。非公式な場でそういう声が聞かれたという意見陳述もありましたけど、何もわからない状態であるというふうに思います。

今、ゼロ・1・2歳児で待機児童が発生しているというような岩倉市の状況があるわけで、保育園の統廃合みたいなものというのは非常にデリケートな問題だというふうに思っています。やっぱりしばらくの間はそういう人たちのニーズはあるだろうというふうに市も見ているわけだもんだから、そういった中で方向性を出すのは非常に難しいだろうというふうに思っています。次の請願の関係にもなってしまいますけれども、公共施設再配置計画そのものは、40年の間に、私は基本的に反対していますが、総務省が出したソフトで計算したものによって13%の床面積を縮減しなきゃいけないという、そういうものに基づいた再配置になってくるわけで、将来的な人口動向だとか、もちろん出していますけど、どうなるかわからない。それに財政状況もどうなるかわからないというところで、当面今わかる範囲で5年、10年ぐらいのスパンで見ると、一定子どもの保育園に入りたいというニーズはあるだろうというふうに言われているわけで、そういった中で方向性を出すというのは非常に難しい問題だというふうに思っています。ですから、市は40年というスパンのアウトライン的な計画だと。それを10年ごとに見直していくというような形になっているわけで、そうせざるを得ないというふうに思うんですよ。

ですから、そもそも公共施設再配置計画という大きな長い計画、これ自体もそういった意味では見直しをしていかなければいけない計画になってくるだろうというふうに思っているところなんです。ですから、そういう立場でこの計画を見ていかなければならないというふうに思っています。

だから、西部保育園がどうなるかというのはわからないということですけど、私はやっぱり地域の住民だとか保護者、OBの方、こういった方々の願いでありますので、これはやっぱり願意を受けとめて、何らかの形での採択をすべきだというふうに思っています。

執行機関側がどういう考えを持っているのかは別として、議会としてきちんとした意思をこの議会で示すべきだというふうに思っています。

◎委員（関戸郁文君） 今、木村委員がおっしゃられたことは全くそのとおりだと思うんですけど、よくわからない状態という言葉が、私もそう思います。まだはっきり決まっていないことが物すごく多くて、これから決めていくんだという状態ですと。

いろんな委員会があつて、いろんな協議会があつて、いろんなところでいろんなことが話し合われているさなかの中で、しかも40年の期間の計画であるということで、この請願事項の維持・存続を求めますというのが、例えば40年後も必ずとかというふうに捉えちゃうと全然そういう話ではないとは思いますが、非常によろしくないもんですから、やっぱりその期間とか、そのことも定められないとは思いますが、例えば10年で見たときに、木村委員もおっしゃっていましたが、西部保育園が10年間の間に、わかりませんが、そんなすぐになくなってしまふということは余り現実的ではないとは思いますが、そんな中で、これを採択してというのは、少しちょっと難しいかなというのが僕の意見でございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） 今、関戸委員が言われましたけど、10年間このままほかっておいたら、もういつ壊れてもしょうがない、危ない。壊れてもというか、地震が来たら大変な被害が起きることを僕は懸念しています。だから、このまま放置されること自体が僕は危ないんじゃないかなと。

だから、もっと今質の高い保育だとか長閑な環境を維持というのはわかります。だけど、やっぱりもっといいものを、その環境を維持しながら、そういう質の高い保育をしながら、もっといいものをつくろうということもやっぱりやっていくべきだと私は思っているんですね。

だから、それがあそこのあの場所なのかどうなのかというのは、もっと検討していく必要はあるんじゃないかなと。だから、あそこだけじゃなくて本当に今出ている中部だ、北部だ、東部だといろいろ老朽化した建てかえなきゃいけない施設がいっぱいあるわけですよ。それをどういうふうに建てかえていくかという検討を今一生懸命されていると僕は理解している。その結果を見て、やっぱりどうするかということを考える。我々は公共施設再配置の協議会の会長もやっています。だから、そういうことも踏まえて最初に継続審査はだめだよとくぎを刺されましたけど、やっぱり私の立場としてはそういうことも踏まえて、よりよいものをつくり上げていくための、今一生懸命懇話会で検討しているわけだから、その結果を見てどうするかということを考えていきたいなというふうに思っています。

だから、継続審査はだめと言われましたけど、これはもうちょっとその結果が出て、それから考えるべきじゃないかなあというふうに思っています。

◎委員（堀 巖君） 私は、陳述人が言われるとおり継続審査はすべきではないと思います。

というのは、さっき木村議員も言われたように執行機関がどう考えるかではなくて、今現時点で市民の方が今のニーズがここにあるんだということを示されての請願だと思うんですね。それを酌み取るかどうかで、公共施設の統廃合だとかそこに議論が行き過ぎていて、お母さんたちだって全面的な情報をつかんでいるわけじゃないし、統廃合が全面的に悪いとも言っていないし、ただ西部保育園を愛している方たちの思いを形として出ただけなんですよね。

だから、私自身も議論として統廃合がいいのか、今の西部保育園でいくのがいいのかさえわかりません、まだ。わからないけれども、やっぱり今の現時点のニーズ、もしそれが議論の中ではっきりとしてくれば、議会と執行機関の中でも、それは執行機関が今度は市民の方にこういうことで議論が進んでいて、そういう統廃合のほうで夢が描けるようなことを見せれば、また考え方も変わってくるし請願の内容も変わってくると思います。それでいいんじゃないのかなあと思うんです、請願って。

だから、今の時点で私はたくさんの市民の方の思いを受けとめて、何らかの形で採択すべきだし、9月の請願まで継続審査じゃなくて、それは別だということはわかっていただいた議員さんたちもいますけど、逆に市の計画自体の進みぐあいとは関係のない話だとして今の思いを受けとめるべきだというふうに私は思います。

◎委員（宮川 隆君） 堀委員の言ってみえることはごもつともだと思うんですね。そこを重視して考えなければいけない、それも当然だと思うんです。

ただ、今度出てきたのが要望書であれば、そうだよねで終わるんですよ。でも、これは請願ですから賛否をつけなければいけない。要は、我々が将来に責任を持って判断するその材料すらまだ未確定の段階で、この請願自体を継続審査せずにここで結論をつけろと言われてたら、反対せざるを得ないんですよ。だって、責任がとれませんもん。ですよ。今たしか保育園費は7億ぐらい出していますよね。それは市民の方々が一人頭140万出してでも岩倉の今の保育は維持すべきだと思ってみえるから、それだけ財源を投入しても誰も文句を言わない。でも、これが例えば人員が半分に減りますよ。そうすると人件費だとかいろいろ含めて150%ぐらいの維持費、今のものをそのまま維持しようと思ったら150%ぐらいですから、一人頭200万、10億以上の

お金を投入しなければいけなくなる。一人頭、全体は変わらないか。そういうことになるわけですね。

だから、そういうことも踏まえて結論づけようと思うと、単に請願を気持ちだけで通してしまうということに関しては、ちょっと抵抗がある。要は落としどころ、お母様方の御意見というのは本当にごもつともだと思うし、伝統も残していきたいというのがあります。ただ、先ほど言ったように統廃合とか複合化ということになれば、その環境そのものが変わってくる。それすら認めませんよというふうにここでくさびを打ってしまうということは、私にとっては今はできない。もう少し自由な状況で考える余地、時間は当然必要だし、そんな単に結論づけられるような簡単な話ではないというふうに理解しているので、そういうことも踏まえると難しい。

結果的に9月に出てくるものは別としても、少なくともこの夏に出てくる方針みたいなものを受けてじゃないと議論のテーブルにもものっていない状況で、なかなか結論はつけられないのが今の我々の置かれている現状なのかというふうに思うんですね。皆さんはどう思われるかわからないですけど、僕はそう思っているんですよ。

◎委員長（鬼頭博和君） ほかにありませんかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 時間がお昼を過ぎましたので、一旦ここで昼休憩という形で、また午後から。

◎委員（宮川 隆君） お母様方は大丈夫。

◎委員長（鬼頭博和君） 大丈夫ですか。

〔「まだもう一つあるから」と呼ぶ者あり〕

◎委員（宮川 隆君） それを片づけてからじゃないと、要はまた出てこいという話にはならないでしょう。

◎委員長（鬼頭博和君） お母さん方は。

◎委員（宮川 隆君） 少し休憩をとってこのまま継続するのか、それともこのまま休憩をとらずにやるのか、昼休憩をとってやるのか、三択です。

〔「ここで何か飲食することは可能ですか。」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 可能です。

多分このままいくと1時過ぎてしまいますので、ちょっと厳しいかなと思うんですね。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） そうですよ。

じゃあ、ここでお昼休憩という形で、午後1時……。

[発言する者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 2号まで行きますか。行って休憩するのか、ここで休憩に入るのかなんですが。

[発言する者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） このままいくとちょっと長引きますので、一旦ここで採決の前に暫時休憩したいと思います。

午後1時半から再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、午前中の請願第2号の議員間討議を途中で中断をしておりましたので、ただいまより休憩を閉じ、再開いたしたいと思います。

委員の皆様、御意見ありますでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 午前中のちょっとおさらいからですがけれども、まず西部保育園は、今回のアンケートで、公立・私立を合わせて11の保育施設の中で最も保護者からの満足度が高い園ということで、3つ目のところから抜き出して、別建てで一つの請願として出されたということです。

午前中もお聞きしましたがけれども、西部保育園の維持・存続を求めますという意味は、ハードで、鈴木副委員長が、ここでは現実的には難しい、建てかえるときにはちょっとよそに移してという話も、父母の方たちは十分理解していると思います。その上で、この維持・存続を求めますというのは、言いかえると、今の西部保育園の質の高い保育や、環境や、そういうところを、今後、統廃合、どういうふうにあ案が出るにせよ、そういうのは守ってほしいと、そういう意思のあらわれだというふうに理解をして、私は採択すべきだというふうに紹介議員として思っているわけですがけれども、ちょっと議員間討議の中ですけど、もう一回確認させてください、その僕の理解で間違いなのかどうか。

どうしても午前中に希望としては同じ場所だというのはあったけど、そこには特に、それは個人的な希望であって、署名していただいた本意としては、そこではなくて、やっぱり質であるとか、今のことを守っていただきたいという、そういう思いだというふうに理解してよろしいんでしょうか。

◎陳述人（岸野奈津美君） 堀委員が今おっしゃったとおりで、ハードの面で、今現在の立地でそのまま建てかえというのが一番理想的ではあるのですが、やっぱり現実的なことも考えて、そのハードの面を少しまた違う立地ということになるかもしれないですがけれども、そのことも踏まえて、ソフトの面を、この西部保育園の理想的な保育の継続・存続を求めているので、堀

委員のおっしゃるとおりで間違いはありません。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの請願第1号にもかかわる部分なんですけれども、午前中の中でも、要は今後、西部保育園のあり方そのものを1ミリたりとも動かしませんよ、何も変えませんよということではなくて、私は、今後建てかえるにしろ、複合化するにしろ、かかわってみえるより多くの方々の御意見を聞く機会を保障してもらって、みんなでつくる西部保育園、もしくは西部保育園が入っている複合施設という位置づけで進めることのほうが大切だと思うんですけれども、そういう意味合いでいえば、この第2号の西部保育園の維持・存続という部分で、この1行だけをとってしまうと、なかなかそういう幅というものが見えてこないんですね。

我々、先ほど言ったように、財政面というものを無視するということとはなかなか難しいし、それから今後の人口動向というのも、やっぱりそれも無視できない。そういうものを複合して考えて、全体の利益がどこにあるのか、なおかつそこにかかわる方々の利益がどこにあるのかということを中心に、今後も進めなければいけないというふうに思っているんです。

そのときに、今、我々はその判断基準となるべきものというのが、まだテーブルの上に明確に出てきていない段階なんです。だから、そういうことを御理解していただいた上で、6月末もしくは7月の頭ぐらいに出てくる一定の方向性みたいなものを待たないと、我々としては判断しかねる部分が大きいと思うんですけれども、その辺の御理解っていただけますでしょうか。

要は、一番最初に、冒頭に強い口調で継続はなしと言われたので、そうすると、今結論をつけるという結果に導くとなると、我々は何も決まっていないうものに賛否はとれないという立場をとらざるを得ないんですけれども。

◎陳述人（笹田祐子君） 今、その懇話会の中で、この施設が老朽化していて、建て直すためには費用が必要で、少しでもその費用を減らすためには、どことどこをくっつけたり、こことここが同じ施設になれば抑えられるよねというような話をされているんだと私は理解しているんですけれども、その話し合いのテーブル、どういう施設の統廃合にするかというのはまだ決まっていない。ただ、そこの決めるテーブルの上に、この西部保育園で行われている保育の質が高いのはどういう理由があってというのだとか、そういったことをそのテーブルの上にのせて考えてほしいんですよ。

なので、そのテーブルにのせてほしいということを今決められないということなんです。

◎委員（宮川 隆君） いや、我々が判断する基準というものがまだ明確に出ていない段階で、要は西部保育園を存続するか統廃合するかすら議題にの

っていない今の段階で、それだけを抜き出した状況で賛否をとるということはなかなか難しい状況にあるということです。要は何も決まっていないんですよ。

余り皆さん議会を信用していないのかもしれませんが、最終的に判断するのは議会なので、委員会であり議会ですので、多分ここにいる皆さんは今の議論というのをちゃんと頭の中にたたき込まれているので、それを無視して、じゃあ当局が言っているからいいよねなんていう、そんな安易な判断をするほど我々委員は物忘れが激しいわけではありませんので、要はどこまで信用していただけるのかということを含めて、今、判断すべき段階にはないんじゃないかということをお理解いただけますかということです。

最終的に、その賛否をとる、判断する、責任をとるというのは、議会にある、議員にあるわけなんです。ですから、その出した結果に対して、皆様方から意見をもらったから、それに従うというわけではないんですけれども、やはり先ほど堀委員が言われたように、500人に上る方々の御賛同を得てみえるわけですから、お三方にその判断を委ねるなんていうことは酷な話だと十分に理解しています。だからといって、じゃあ議会が民意のみで、要は、ポピュリズムという表現が正しいとは思わないんですけれども、500名の署名をもって4万8,000の意思だというふうにはなかなかとりづらい部分もあるということの御理解はいただけますかということなんです。

どうですかと聞くのも酷な話なのであれなんですけれども、我々が置かれている今の状況というのはそういうものだということは、御理解いただけますかということです。

◎委員（堀 巖君） 今の宮川委員の話で、判断基準がまだ出てきていないというふうに言われますけど、それはさっき午前中に言ったとおり、それぞれの議員がまだ、全体の公共施設の再配置計画について、執行機関もまだ案の段階だし、保育園の適正配置も案の段階です。まだ出ません。個々の考え方も違うでしょう。だけど、その是非論と、西部保育園が今、アンケートで出てきた巖然たるデータ、それからOBの方を含めての思い、それは事実なわけですよ。その事実を議員としてどう受けとめるかだけの話であって、統廃合の是非をそこに絡めるのは、私は違うと思っています。

もし、その議論の結果、保育園の適正配置や公共施設の再配置計画がこの意に沿わなかったとしたら、僕はそこで、議員の責任として、意に沿って採択なり不採択したけれども、こうこうこういう結果で、財政面を考慮してとか、例えば老人福祉施設と統廃合したほうがよりよい施設になるからとか、そういう議論をちゃんと返していくべきだと思うんですよ、市民の方に。そ

れが責任だと思っています。

◎委員（宮川 隆君） 状況変化に基づいて結論が変化するというのはい定理解できるんですけども、でもその1カ月の先に……。そうか、それすらおかしいと言っているんですね。

要は、委員会もしくは議会の議決というものの重さを考えたときに、あくまでもこれは個人の意見です、考えたときに、今判断できる材料を私は持ち合わせていないというふうに思っています。

変なたとえで悪いんですけども、昭和30年代に岐阜の市議会が公共交通の邪魔になるからといって路面電車を廃止しろという議決がされています。それで、10年ほど前なんですけれども、今度は路面電車は岐阜市の文化だから残せという議決を議会としてとろうとしました。しかし、その30年代の議決が優先されて、結果、路面電車は廃止されました。だから、当局にとっての議会の議決の重みというのがどのぐらいの重みがあるのか、もしくはどの時点で情勢変化がされたから変更されるべきだということというのは、かなり微妙で難しい話なのかなと僕は理解しているんですね。

であれば、今現在はやっぱり立ちどまってでも、全体を見るだけの余裕を、間合いをとるほうが得策じゃないのかなというふうに個人的には思っているということなんですけど。

◎委員（木村冬樹君） 大体、今、各委員がどんな思いでいるのかというのは、それぞれ述べ合っていて、これを接点を見つけていくということになってきていると思っているんですけど、一つ趣旨採択ということをやっぴりもうちょっと捉え直すというか、きちんと捉える必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

いろいろ調べると、定義みたいなものまで載っているんですけど、請願について、願意は十分理解できるが、当分の間、実現することができない困難な場合等だから、等だからいろいろあると思いますよ、に便宜的に趣旨には賛成という意味で議決する決定方法のことだもんだから、今、皆さんの意見を聞いていると、保護者の皆さんの言い分はよくわかりますと言っているんだから、この思いだけで趣旨採択できるんじゃないかなと僕は思っています。

ただ、今、現実的に、皆さんいろいろ思いがあって、この短時間の間に意見を変えらるというのなかなか難しいかなというふうな思いもあるもんだから、強引に採決をとるというやり方をしたほうが得策なのかどうかというのがわからないもんですから、その辺はもうちょっと意見を聞いて決めていきたいと思っておりますけど、そういう今の状況です。

◎委員長（鬼頭博和君） ほかの委員の皆さんは、御意見。

◎委員（関戸郁文君） 今、趣旨採択という御意見があったわけですが、この請願趣旨の中に明確に統廃合される園に選ばれないことを望みますと、こう書かれているので、それを趣旨採択しようというのが、ちょっと今の状態ではすごく難しいんじゃないかなということだと思います。

それはなぜかというと、僕も別に西部保育園の維持・存続を否定しているわけでも全然なくて、当然、皆さんの意見を聞けば、存続していくほうがよいのかもしれませんが。ただ、だけど、いろんな事情があるでしょうと。40年間たてば、いろんなことが起きていて、宮川委員がおっしゃるとおりだと思うんですね。なので、ちょっと僕は、その趣旨というものよりも継続のほうがいいんじゃないかなあ、もう少しみんなで勉強したほうがいいんじゃないかなあというふうに思っています。

◎副委員長（鈴木麻住君） いろいろお話をさせていただいていて、お伺いしていて、西部保育園の質のよさ、環境のよさというのが前面に非常に出ていて、それはよくわかります。ただ、当局の答弁にもあったように、公立保育園は同じように一生懸命皆さんが保育の質を高めるためにやっていて、それぞれ特徴があるということも理解できるということは、西部の場合は、特別その周りに閑静な環境があって、畑もあってみたいな、そういうことが特に環境として特徴があっていいんだらうなという。ただ、あのままのあの規模でということではなくて、例えばあれを建てかえたときに、もっと大きく、よその、例えば北部の保育園があそこへ統合して、あそこでもうちょっと大きな保育園として、あそこがそんなにいいんだったら、あそこに建てましよう、もうちょっと大きくしましよう。

適正な規模というのが、小規模保育がじゃあ何人がいいのかということのも、はっきり今はしていない。ということは、統合じゃなくて、あるいは統廃合じゃなくて、そのままの現状じゃなくて、よそと統廃合、あそこに統廃合という可能性もあるわけですよ。いろんな考え方が僕はあるんじゃないかなと。

それを否定するのもちよつと変かなあと。要するに、ソフトも維持できます、あるいは環境も維持できます、ならいいんじゃないのという選択肢もあるのかなと。

だから、今、性急にこの請願を趣旨採択じゃなくて、もうちょっとどういう方向性が出てくるのか、継続という方向で、もうちょっと時間をかけて考えたほうがいいのかないかなというのが僕の今の意見です。

◎委員長（鬼頭博和君） 伊藤委員、どうでしょうか。

◎委員（伊藤隆信君） いろいろお聞きしまして、趣旨採択とか、継続とか、

いろいろ意見がございまして、やはりこの問題は今後いろんな問題が出てきますので、ここで採決したらどうですかという意見です。

〔「意思はどういう御意思ですか。」と呼ぶ者あり〕

〔「反対をとるんですか。」と呼ぶ者あり〕

◎委員（伊藤隆信君） いや、賛成・反対という一つの意見を出したらどうだと。

◎副委員長（鈴木麻住君） 伊藤委員はどちらですか。

◎委員（伊藤隆信君） そういう意見もあるよということですよ。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど関戸委員が言ったように、統廃合する園に選ばれないことを望みますという言葉は、やはり僕も気になるところです。これはやっぱり、ほかの園に通わせている保護者の方がこの請願を見たときにどう感じるだろうということが、やっぱりちょっと気になるところがあります。

もちろん、こういう西部の保育園の保護者の方、OBの方、地域の方が頑張っってこういう請願を出してきて、これが趣旨採択なりされて、それがこの住民運動として、私の園も、私の園もみたいなふうになっていけば、それはまた一つの住民運動として大事なことかなというふうに思うんですけど、そういうふうばかりが期待できるということでもないところがあるものだから、少しその辺だけは、僕もちょっと心に気にしている部分があるということだけは表明しておきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に意見はございませんか。

◎委員（宮川隆君） ちょっと休憩をもらえますか。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、暫時休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど伊藤委員のほうから採決ということでありましたけれども、継続審議という今大勢になってきております。

もう一度、ちょっと意見を聞きたいと思います。

◎委員（伊藤隆信君） 先ほど採決と言いましたけど、継続でお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） わかりました。

◎委員（木村冬樹君） 僕の、堀さんも多分そうだと思いますけど、気持ちは変わらずに、僕はここで結論を出してほしいなという思いは絶対あるところです。

しかしながら、今のこの議会の意見全体を見ますと、継続審査という方向

が大勢になってきているということで、しっかり閉会中の継続審査項目に入れていただいて、できる限り私たちもいろんなところの実情を見るだとか、また出てくる執行機関側からの資料を見る中で判断していくというふうにするということで、継続審査に賛成させていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 今、御意見がそれぞれ出ました。

請願者の方からは、継続審査はやめてほしいという意見もありましたが、まだやはり判断基準が出ていないということもあるし、今、懇話会のほうでいろんな意見が出て、そちらのほうで意見が最終的に出ると思います。それを待ってからでも遅くはないと思いますので、そういった意味では、我々が今ここで意見を表明してしまうと、やはり議会のこの意見というのはかなり大きな意見という形で影響もありますので、今回はもう少し様子を見ながら継続という形でしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

じゃあ、この請願を継続審査とすることに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

じゃあ、続いて請願第3号「公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願」を議題といたします。

それでは初めに、意見陳述のほうをお願いいたします。

◎陳述人（甲山海緒君） よろしく申し上げます。

岩倉市の公立保育園は、質の高い保育で近隣他市からも評価される優良公共施設であるにもかかわらず、岩倉市公立保育園適正配置方針の考え方案では、少子化を踏まえ、少人数保育のよさを尊重しながらも、子どもの健全な成長・育ちの観点から、集団保育を保障していくことを目的とした公立保育園の統廃合を目指していると考えられます。

公立・私立を合わせて11の保育施設（小規模施設を除く。）の維持は困難ということから、一定の地域バランスを考慮した施設配置を行うため、公立保育園を統廃合していく方針とされていますが、児童福祉施設として法のもと守られた公立保育園と幼稚園母体の教育・経営方針を持って経営されている私立園とでは、保育の理念が異なり、幼保一元化が難しい現状では、公立園の統廃合は無視できるものではありません。

残念ながら、認定こども園、幼稚園での適応困難から、公立園へ転園を余儀なくされる親子の実例が複数あります。発達障害を抱える子、個性が強い子、幼稚園への適応が困難な子を含め、保育園入園希望者の子は、その子に合わせた柔軟な保育を受け、お友達との支え合いの中で生き生きと成長して

います。また、岩倉市の誇る保育経験豊かな保育士や加配保育士とのやりとりで、育児困難から救われる保護者もいます。縦割り保育では、兄弟グループでの活動を通して思いやりやコミュニケーションを学ぶことができ、一人っ子や支援が必要な子どもにとって、他園ではできない環境で成長しています。

文部科学省が示す小学校で通級による指導を受けている児童・生徒数の推移を見ても、厚生労働省の女性の社会進出推移を見ても、児童福祉施設は今後も継続して岩倉市に必要であると言えます。また、岩倉市子ども条例でも、子どもの人権を守るため、児童福祉施設としての保育機関は守られるべきと考えています。

公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願でお願いしました1. 公立保育園（児童福祉施設）の維持・存続を求めます、2. 加配保育制度の維持・存続を求めます、3. 公共施設縮小に当たって公立保育園の統廃合・民営化を優先的に行わないことを求めますの3点は、児童福祉の概念を持った幼保一元化など、ソフト面で岩倉市が十分に管理機能を果たせていないと感じる保護者が多いため、請願項目としてお願いいたします。

公立保育園の統廃合という重大な基本方針策定にもかかわらず、委員では、曖昧な理由で広く知らせないよう通達されたり、一部の市民・保護者にのみアンケートを行い、懇話会への参加も抽せんになっていたことに大変疑問を感じます。また、現在行われている委員による懇話会についても、保護者4名に参加していただいているとは思いますが、各園1名、統廃合について関心のある保護者が集まっているとは考えられない状況です。また、副市長が積極的に御発言されている様子で、私がホームページで議事録を読んでいてもトップダウンで進んでいると感じる内容になっていて、保護者の意見を聞いていただいているという感覚を得られるものではありませんでした。

私も利用実態等に関するアンケートに答えましたが、そのアンケート結果について、全て開示されてはいません。ホームページでは、アンケート結果を、官民格差との表現で、私立園と公立園に格差があるような内容で記載されていますが、本来、園を選ぶ上で重視されるはずの自分の子を安心して預けられるかという部分ではなく、建物が新しいか、駐車場はあるかという点のみで策定基準として示されていることに大変危機感を抱いています。また、統廃合される公立保育園へ通う保護者のアンケート結果ではなく、幼稚園、認定こども園に通う保護者のアンケート結果が重視されるなど、統廃合ありきの策定基準にも疑問を感じます。アンケート結果は、岩倉市ホームページのトップページからはなかなか見つけられないところに掲載されているのみ

で、情報を開示されると言えるのでしょうか。余りにも情報開示が足りないと感じます。父母の多くが知らない状況で、計画だけが先行し、策定されてよいのでしょうか。

私は、送迎ステーションができた世代で、利用者の声を聞いてもらえずつくられた施設に大変不安を感じました。統廃合についても、十分な意見を聞いていただけていないと感じています。重大な計画の策定には、保護者の声を十分に聞く必要があると考えています。

公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願でお願いしました4. 公立保育園適正配置方針の策定の延期を求めます、5. 岩倉市公立保育園適正配置を進める上で広く意見を聞くことを求めますの2点、財政難による公共施設の縮小に当たって、満足が高く必要とされている公立保育園の統廃合を優先せず、十分に市民の意見を聞くことを望みます。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございました。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと常々気になっていたことを執行機関側にお聞きしますが、公立保育園適正配置方針に係る懇話会の議事録を見ていて、副市長が出席をされて、最初の冒頭の挨拶というところは、1回目のね、これは責任ある市長や副市長がやるべきだなというふうに思っていますけど、その後の質疑なんかも含めて、決定的な意見を述べているように少し感じる場所ですけど、副市長は、この懇話会には事務局として参加しているのか、どういう立場で参加しているのでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 事務局として参加しております。

◎委員（木村冬樹君） 副市長じゃないと答弁できない内容ではないというふうにも見えるわけですけど、結構決定的なことを、先ほど堀委員が指摘された部分なんかは、なかなか言いづらい部分をぱっと言っているなというふうに思っている場所ですけど、あるいは公立保育園への国庫補助については、ずばっとあり得ないと思いますと答えたりね。

そういったところというのは、別にこの事務局、副市長に出てもらわなく

ても、十分グループ長のところで答えられるんじゃないかなというふうに思いますが、これからもこういう形で副市長に中心的な答弁をさせていくという、そういう流れで進められていくんでしょうか。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） この懇話会については、最初からずうっと出席をいただいています。御承知のとおり、昨年度まで子育て支援政策推進特命担当だということもあって、出席が可能な場合は出席していただくというふうな立場をとっています。ほかの、私どもとか課長、グループ長が発言したときは、事務局というふうにしておりますけれども、やっぱり副市長という立場もありますので、事務局としての出席ながらも、副市長というふうに明示しているところであります。

確かにナンバー2が言う発言には重みもあろうかと思いますが、公立に補助金がかからないということについては、私どもが言っても同じことを言うと思いますし、その間違っているところは否定をしているというふうに思いますが、今後も出席が可能であれば出席を求めていきたいというふうに考えています。

◎委員（木村冬樹君） 請願者の方たちがトップダウン的に議事録を読んでも聞こえてしまうという部分というのは、僕も読んでいても、そういう何か感じが受けちゃうんです、副市長が発言すると。

だから、やっぱりできる限り副市長はオブザーバーという形で、意見を広く聞くという意味で参加してもらって、きちんとグループの中で答弁できるような形に今後すべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 前回ぐらいは多分1回ぐらいだけの発言だったかと思いますが、確かにそこが出席していると正直なかなかという部分はありますので、そこは御意見として申し伝えていきたいと思いが、私なり課長がというふうな場面をふやすように考えたいというふうに思っています。

1つ申し述べれば、この間、先ほどの宮川委員の意見でも、何か当局は皆さんの意見を聞いていないように言っておられるんですけど、この請願の趣旨というのは十分当局側も伺っていますし、議会側だけではなくて、そういうふうに思っています。

これまで、保育園と幼稚園の基本方針のところでも、このときにも保育園を民営化するという意見もありましたけど、それはせずに守ってきましたというところは主張もさせていただきたいなというふうに思っています。

何遍も言いますが、公立保育園の保育は、先ほどおっしゃっていただい

たとおり、他市にも誇るものだというふうに思っていますので、御指摘のことは少し副市長にも申し伝えたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 陳述人にちょっともう少し詳しく説明してほしいんですけども、陳述の中で広く知らせめないようにするみたいなところがちょっとあったんですけど、それはどのような状況なのでしょう。

◎陳述人（甲山海緒君） 私は、岩倉市公立保育園適正配置方針の懇話会の公立保育園代表として出席させていただいています。

この会議、1回目の会議の後に、非公式の場で、このアンケートを配る前に公立保育園が統廃合するかもしれないというお話を余りしないでくださいというお話がありました。それは事実です。

理由としましては、他市で公立保育園の統廃合をしようとしたときに、事前にうわさが広まって、アンケートが正確なものでなくなるおそれがあるからというお話ではありました。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ひょっとしたらそれが私なのか部長なのかは定かではないんですけども、意味としましては、いわゆるよくコンサルとも話をしているときに、いわゆるバイアスというか、誘導というか、意思疎通をする前に、例えば設問の内容とかであって、みんなで一斉にこういう答えをしようとかというふうになると、正式なデータがとれなくなるおそれがあるので、趣旨の内容は全てアンケートの頭には書かせていただくので、一応アンケートの内容は、委員会の中で設問の内容についても全て御意見を伺いながら修正してきたところではあります。第1回目のところでは、いわゆるやはりアンケートの結果が出る前に、一定こういう方向でみんなで答えをそろえようというようなことがあると、正式なアンケートにならないかなという思いがありまして、そういうような発言ということていくと、そういう趣旨での言い方があったかもというところでお願いをしたいと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） ちょっと陳述人にお聞きしますが、4番の公立保育園の適正配置方針の策定の延期を求めますという項目は、これは延期ですよ。どのぐらいまで延期を考えられているのか。

もう既にほとんどでき上がっている状態だと思うんですけど、あとはそれをまとめて、またその懇話会で発表というか案内して、協議していただくというところまで来ていると思うんですけど、どのぐらいまでの延期を考えられているんですか。

◎陳述人（甲山海緒君） 具体的にいつまで延期してほしいという期間的な問題ではなくて、先ほどの第1号のときかな、懇話会、懇談会でしたっけ、

6月上旬に行われた、ママたちが集まって市役所のほうでやったワークショップがあったんですけど、そちらが意見を聞く場として開催されたという内容もありましたが、その懇談会に参加したママたちも、あれでまさか意見を聞いたということにはならないよねという不安を抱えている方が何人かやっぱりいらっちゃって、この策定自体がやっぱりちょっと、今現役で保育園に通っていたり、卒園したばかりのお母さんたちの意見が余り取り入れられていないということをもすごく不安に感じています。なので、もう少し市民の意見を聞いて、反映していただくことができないのかなというための延期です。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、5番にある広く意見を聞くことを求めますということと連動しているという考え方ということですね。それを踏まえて策定をしなきゃだめですよという。

執行部にちょっとお聞きしますけれども、そういうまだ意見が不十分じゃないかと、皆さんの意見を聞くのに。その状態で策定するのはまだ早いんじゃないという御意見ですけど、その辺に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 今回、公共施設再配置計画の中から保育園の部分については取り出して、公立保育園の適正配置方針を考えていこうということに当たって、やはり当然その関係する皆様の御意見を広く聞きたいという思いは、私どもも持って進めてまいったつもりであります。

その中で、やはり懇話会の委員の方々にも、有識者の方や私立の施設の代表、そして保護者の皆様におかれましては、保育園の父母の会連絡会のほうにお願いして、委員を出していただいたというところがあります。また、委員の方以外の保護者の方の話を聞くというところで、先ほどお話がありましたとおりの、保護者の皆を集めた懇談会をさせていただいたというところがあって、私どものほうでは、そこの皆様の意見を広く聞くというところ、意を尽くしたところが、今のところであるということをお願いいたします。

◎委員（関戸郁文君） 先ほど請願趣旨の御説明の中で、公立保育園と私立保育園のお話がありまして、その中で、多分こういう意味だと思ったんですけど、公立保育園は岩倉市の管理が十分で、私立保育園は岩倉市の管理が不十分ではないかというふうにちょっと聞き取ったんですけど、それはそういうイメージのことをおっしゃられているということによろしいですかね。

特に、建前上の話ですけど、建前上、保育園という名称がつけば、公立であろうが、私立であろうが、同じサービスを提供しなきゃいけないというのが多分建前だと思うんですが、具体的にこういうところが私立保育園は、は

っきり言っちゃうと、管理が不十分じゃないかというようところがもしあれば、なければいいですけど、もしあれば教えていただきたいんですけど。

◎**陳述人（甲山海緒君）** 私の例なんですけれども、息子がちょっと手のかかる息子で、ゼロ・1・2歳児のときに認定こども園のほうに仕事の都合で入らせていただいたんですけども、ほかの子どもにけがをさせる可能性があるということで、別室での保育を受けたり、あと私も呼び出されて母親像に関する御指摘など受けまして、本当に私はだめな母親なんだなという思いもあったんですが、市の職員の方が何度か息子のほうを見に行っていたいて、この子はちょっと公立保育園のほう伸び伸び生活できるからという勧めで、3歳から公立、西部保育園のほうに転園した経緯があります。

西部保育園でも加配のほうをお願いしたんですけども、温かで、本人の意思をとにかく尊重してくれる保育の中で、言葉もなかなか出なかったんですけど、本当に今はおしゃべりがとても得意で、勉強も好きでという、やっぱり成長幅がすごく大きかったというところで、やっぱり公立園はとても息子に対して手厚く保育をしてくれたんだなというふうに実感として感じています。

◎**委員（関戸郁文君）** 今の課題のことで、ちょっと行政にお尋ねしたいんですけども、具体的に今そういうようなお話があったんですが、私立保育園に対する何かガイドとかそういうものは特に存在していないのか、あるいはどんなような感じで管理されているのかというのを少し教えていただければと思います。

◎**子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君）** まず、障害児保育、いわゆる加配というものは3歳児からということで、これは公立もそんなもんですから、3歳未満のときには、もともと公立のほうでも特別なのはついてはいないということはまず最初に申し上げておきまして、ただ、そう言いながら、私立のほうのそのようなちょっと特別に配慮が必要なお子様というお話であれば、公立のほうでも毎月園長会があったりとか、担当でも保育士会があり、認定こども園の先生方にも集まっていたきながら、情報の共有であるとか、また岩倉には発達支援施設のあゆみの家もございますし、そちらのほうでいわゆるケース検討というところで、そういう療育が必要なお子様をそれぞれ各園の人たちから聞いて、午前中に実際に保育を見ながら、このケースのときにはこういうやり方がというのは、個々にまたそれぞれ話し合っただけで勉強するというような場というの、県の発達支援センターであるとかコロニーの方をお招きして、御指導いただきながら勉強会というのもやっていると。

あと、もともとのその保育に関しましては、指導要領、保育指針というのがございますので、それに基づいてはやっていただいておりますところはございます。

親御様へのそこの園でのちょっと御発言の内容と趣旨は、細かいところはちょっとわかりませんが、実際にお子様の状況というのは真摯に伝える必要があったので伝えていただいたのではないかなというところまでしか、ちょっと細かいことは申し上げられませんので、済みません、よろしく願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君）　ということで、保育の実践だとか理念的なところで、やっぱり幼稚園をこれまで運営してきた社会福祉法人の人たちが、新しく認定こども園をつくったり、私立保育園をつくったりというところで、そういうところと、今までの長い伝統の中で作り上げられてきた公立保育園の伝統というところで、少し違いがあるんじゃないかというふうに保護者の方が感じていらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういうところについて、認定こども園や民間保育園について、何か保育の理念や実践の中での働きかけというのが、なかなか難しいとは思いますが、どういう形でされているのかというところが聞きたかったんじゃないかなというふうに思うんですけど、ちょっともう少し答えてください。

◎子育て支援課指導保育士兼子育て支援センター長（主幹級）（社本真夕美君）　お願いします。

認定こども園さんの園長先生たちを交えながら、園長会を毎月行っています。その中で、認定こども園の園長先生たちが、どういうふうに、実際にやっていてわからないことなどを質問され、公立ではこういうふうにしてますよ、そうですか、いいことを聞きましたといって参考にされて、持ち帰ってやってみえたりとか、それから年に5回カリキュラム打ち合わせというのをやっています、それは学年ごとに年齢別の担当が集まってやるものです。その中では、認定こども園の例えば1歳児の担任をやってみえる方が、1歳児のカリキュラム打ち合わせに参加して、具体的な保育の実践を学んでみえます。

また、公立と認定こども園さんと、そのカリキュラム打ち合わせの中で、公開保育、聞くだけではわからないので、実際にそこへ行って、そこの保育を見ようということで、見ながら今後につなげていくというふうでやっております。

◎委員（木村冬樹君）　これ以上お聞きしませんけど、今、意見陳述された方は、やっぱりその公立保育園に救われたという思いがすごいあるというよ

うな受けとめを私はしました。

ですから、例えば保護者に対する対応、言葉がけだとかも含めて、認定こども園の方たちと公立保育園が同じような水準であるというか、そういうことがやっぱりこれから、これは長い歴史が多分必要だと思います。ですけど、そういうのを心がけていってほしいなというふうに要望しておきたいと思います。

◎委員（関戸郁文君） 今の木村委員の意見は、本当にそのとおりだと思います。

私は、結局、公立と私立の差があることが余り好ましくないなというふうに思います。歴史的な背景とかいろいろなことがあるので、一概には言えませんが、岩倉に住んでいるお子様が、公立はすごく何かいい保育が受けられて、私立はすごいだめな保育を受けるというような扱いになるのがすごく嫌で、そういうふうにならないように、みんないい保育が受けられるというような形にしてもらいたいな、これは意見ですけれども、してもらいたいな、行政の方も頑張っていたきたいなあとというふうに思っているところでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、ないようですので、議員間討議に入ります。

発言をする委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 請願第2号と同じような趣旨を含んでいるものです。時期的なものが出たら結論が出てきてしまうものもあるわけですけど、第2号を継続審査にしたということであれば、第3号も継続審査にしないと整合性がとれないと思いますので、そういう対応をお願いします。

◎委員（堀 巖君） その理屈もわかりますけど、1から5まであります。委員各位が、例えばどの部分が賛同できないか、できるかという意思表示はやっぱりすべきだと思います。

私は、4番の延期を求めますというのも、至極当然。その意見を広く聞くことであれば、結果としておしてくるのは当然だし、そういったことを含めての請願事項でもあると思うので、1から5まで、特にこれには反対すべき事項はないというふうに考えておりますが、ほかの委員さんはどうでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私の意見は、1番、4番、この1番は、先ほど

の西部と同じ内容だと思います。3番もそうですね、統廃合・民営化を優先的に行わないと、これも同じ内容かなと。4番に関しては、もう今、既に策定業務に入っていて、多分数週間とか、この6月末には案が出てくるという。それを見て参考にしたいなということもありますので、これは延期してほしいなと、私としては。5番については、やっぱりそのとおりだろうなとは思っています。

だから、2番、5番は賛成できるんですけど、1番、3番、4番については、1番、3番は西部と同じで、4番はちょっと反対という意見です。

◎委員（関戸郁文君） 大体、今の鈴木委員と同じ意見なんですけど、2番の加配保育制度の維持・存続というのを求めますというところが、7園全部を維持・存続というふうに読み取れるのであれば、ちょっと今議論している統廃合の話と整合性がとれなくなるので、やはり5番だけがいいのかなというふうに私自身は思っています。

〔「7つの保育園の維持・存続ではない、加配制度。」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（鈴木麻住君） 加配制度だもんね。制度自体を存続だから、いいんじゃないの。

◎委員（関戸郁文君） これはそうだったんだけど、だから7つの保育園で加配を全て維持・存続というふうに読み取れたので、僕は。それだったらということですよ。

〔「必要があれば、7つの保育園に。必要があればですよ、制度の。」と呼ぶ者あり〕

◎委員（関戸郁文君） もちろん。必要があれば。

◎委員（伊藤隆信君） 1番は反対いたします。そして、3番も反対、そして4番も反対と、それだけです。

◎委員長（鬼頭博和君） 2番と5番については。

◎委員（伊藤隆信君） 別にいいと思いますよ。

◎委員長（鬼頭博和君） オーケーということですね。

◎委員（宮川 隆君） あえて言うならば、4番ですね。

先ほどの陳述人のお話では、期限を区切らないでというような発言があったので、そのことに関しては一定、要はその御父兄や関係者の意見を聴取する必要性は十分にあると思うんですけども、それをもって期限がない状態での延期というのは、ちょっと無理があるのかなとは思っております。考え方としては、別に反対はしませんけれども。

◎委員（木村冬樹君） 今のことでまとめちゃうと、ちょっとまた一部採択みたいなことが頭に浮かんじゃうもんだから、だけど、かといって1、3を

さっき継続審査にしたのに、これを入れずに採択するなんてことはやっぱり難しいと思うから、現実的な議会の対応として、継続審査にするということのほうが僕はいいと思います。

〔「同感です」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 意見のほうも出尽くしたようですので、それぞれ賛否あります。また継続審査という形で、もう少し経過を見守りながら、この策定の延期というのも入っているんですが、こういったものも見守りながら、もう少し継続して審議をしていったほうがいいということでまとまったと思います。

それでは、請願第3号について、継続審査ということで提案がありました。継続審査することに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

よって、請願第3号は継続審査とすることに決しました。

◎委員（宮川 隆君） 請願審査とは直接関係なかったのですが、この場で意見を述べさせていただきたいと思えますけれども、先ほど長谷川部長のほうから、やっていないという意見、要は市が意見聴取をやっていないかのような発言を私がしたというように聞き取れたんですけれども、私が以前、早稲田大学の北川教授から御指導を受けたときに、相手が理解できないのは説明しているこちら側の責任だというふうに御指摘を受けました。そういう部分でいえば、私の言語能力の足りなさを深く反省するところでもありますけれども、一般的に行政が、当然よしと思っているとは思えますけれども、結論ありきで進めているというような印象を市民・住民の方が持っているということは、僕は事実だと思います。

その上で、やっていないという発言ではなくて、そういう皆さんの御意見を聴取する機会を保障していただけますかという問いで聞いたつもりだったので、それを誤解を招いていたのであれば、おわびしたいと思います。そういう趣旨で言ったつもりはございません。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、請願についての審査は以上で終了したいと思います。

請願者の方々、ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

続きまして、議案第43号「岩倉市税条例等の一部改正について」を議題と

いたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の市税条例等の一部改正について、大きく4点あるということで説明資料をいただいております。

それで、1点目のところは本会議でかなりお聞きしましたので結構なんですけど、2点目のこの部分、具体的なこの例としてどういうものがあるのかなというふうにどうしても思ってしまうて、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画というのを市が主体的に作成するという事になっていて、これは、そういう事例が上がってきたら計画が策定されて、それが認められるかどうかというふうになっていくのかなという、そういうふうな流れなのかなというふうに思うんですけど、具体的にどういうものが想定されていて、受ける場合には、どういう手順を踏まなければならないのか、こういった点についてお聞かせください。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 固定資産税の特例措置に関するものなんですけれども、こちらの市の計画というものは、商工農政課のほうで作成するものでありまして、今もう既に準備を進めているという状況になります。

その市の計画に適合した償却資産になるんですけれども、その償却資産がこの特例措置の対象になってきまして、具体的な機械装置だとか測定工具、検査工具等の償却資産を購入した際に、固定資産税の特例を受けられるというものになります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

その具体的な対象となる償却資産、今、機械装置だとか言われましたけど、もう少しどういったものなのか。例えばその中小企業が使っている自動車みたいなもの、例えばこれが電気自動車だったら、それも対象になるのか、こういったようなことも含めて、少し具体的に教えていただけませんか。

◎税務課長（古田佳代子君） 具体例というのが今手元にないんですけれども、労働生産性を上げることが目的になりますので、その生産性を向上させるような先端設備ということになります。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、よっぽどのがない限りは、なかなか。

◎税務課長（古田佳代子君） ただ、機械の旧モデルと比較して生産性が上がればいいということなので。

◎委員（木村冬樹君） そういうことであれば、例えば償却資産としては自

自動車なんかもあるわけでしょう。こういうのは、買いかえをした場合とか、そういうのは対象にならないんだっとならないでいいけど、そういうケースだったら、やっぱり岩倉市内でも想定されちゃうもんね。どうなんでしょうか。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 恐らく自動車だと、直接生産だとかにかかわってこないのじゃないかと思われそうです。

◎**副委員長（鈴木麻住君）** 私も同じ質問ですけど、その中で労働生産性3%の向上をさせる等の要件を満たすと書いてあるんですね。これをどうやって判断するのかなというのがちょっとよくわからなくて、等というのも、ほかに何を含まのかなという、その要件として。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** 労働生産性を年3%以上というのは、例えば車でいいますと、ハイブリッドの車がそもそもそういう生産性を向上させるものという扱いになっていますので、そういう機械を購入した場合という形になります。

3%性能が上がるというものが認められた機械装置を買うということになるので、それで生産性が上がるというふうになります。

◎**副委員長（鈴木麻住君）** 工場のラインだとか中というのは、非常にその生産性なんていうのは難しく、当然生産性を上げるために機械設備投資して、機械を導入して、ラインを組むということなんですけれども、それを具体的に数字として、例えばこの機械、性能、NC旋盤が前の使っている機械よりかどんだけ性能が上がったかというのは、なかなか証明しづらい部分があって、それを出されて、判断を誰がするのかなというのが、そこをちょっと聞きたいんですけど。

◎**税務課長（古田佳代子君）** まず先端設備等の種類というもので、生産性向上に資するという指標が、旧モデル比で年1%以上向上するというを確認する工業会の証明書とかが出るということで、まずそれを添付するという必要があります。

あと、先端設備導入計画には、その設備を導入することによって労働生産性が年平均3%以上向上するという計画をつくっていただいて、それを見て確認をするという形になります。

◎**委員（堀 巖君）** 計画をつくると思っていたんですけども、結果として3%にならなかった場合は対象にならないということでもいいですか。

◎**委員長（鬼頭博和君）** 暫時休憩します。

（休 憩）

◎**委員長（鬼頭博和君）** 休憩を閉じ、再開いたします。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 労働生産性の要件が、計画終了時に満たすような場合であっても、即座にその計画が、取り扱いがだめというわけではないです。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

さっきのハイブリッド車がその要件に該当するものになるのかならないのかと、ちょっと答弁が課長とグループ長でちょっと食い違っていたので、そこら辺を整理していただきたいと思います。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 例えばで車を例えただけであって、車は対象外です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 4番目のたばこ税の関係ですけど、加熱式たばこが今回取り上げられていまして、5年かけて5分の1ずつ段階的に行うと。

今まで加熱式たばこって課税されていたのか、されていなかったのか。それと、製造たばこの種類の中で細かく決められて、その中に加熱式たばこというのが新たに含まれたということなんですかね。

◎税務課長（古田佳代子君） これまでなんですけれども、加熱式たばこというのはパイプたばこの区分に分類をされておりまして、そこから換算をして、課税はされておりました。

ただ、課税の仕方で、普通の紙巻きたばこに比べて税の負担が軽いということで、今回、加熱式たばこの区分を設けて、それにふさわしい課税の方式をとるようになるということです。

◎副委員長（鈴木麻住君） 一般の製造たばこは、3年間で1円ずつ上げていくという計画ですよ。

加熱式たばこは、5年間で幾ら上げるんですかね。

◎税務課長（古田佳代子君） 何円というふうにはちょっと今計算はできないんですけれども、5段階で上げますということです。

◎副委員長（鈴木麻住君） 3円を5段階にとということですか。

◎税務課長（古田佳代子君） 3円を5段階ではなくて、その換算方法を、今は加熱式たばこの中のたばこの葉っぱの部分に課税をしているんですけれども、それを今後は、そのたばこの葉っぱだとか、直接温める溶液というんですかね、その部分も課税対象になってきて、その重さと、あと値段で計算をする方法に変えていくんですけれども、それを5段階で変えるということになります。済みません、わかりにくくて。

〔発言する者あり〕

◎税務課長（古田佳代子君） はい、金額ですね。

◎市民部長（中村定秋君） 現在、紙巻きたばこで、標準的な440円の販売価格のもので、そのうち244.88円が税なんですね。それが今度、3年間で60円上がっていくということです。1箱当たりです。1本1円です。

それが、IQOSという最近一番普及しているやつですけれども、それが今、税額が192円ぐらいなんですから、これが270円程度に上がるということですので、80円弱上がるということです。

あと、似たようなやつでgloというのがありますけれども、これが120円弱のものが210円ほどになりますので、90円ほど上がると。120円が210円程度。

一番税額が低いのが、PlomTECHというJTが出しているやつですけれども、こちらが今34.28円。中に、たばこのカプセルに含まれているたばこ葉の量がすごい少ないもんですから、税率が少ないんですけれども、それが34.28円が、これが210円程度に上がるということですので、180円弱の税額のアップということになります。

◎副委員長（鈴木麻住君） 5段階、5年間でアップ。

◎市民部長（中村定秋君） そうということですね。

◎副委員長（鈴木麻住君） ついでにもう一つ教えてください。

かみ用たばこと嗅ぎ用たばことあるんですけど、嗅ぎ用たばこって僕知らないんですけど、どういったものですか。

◎税務課長（古田佳代子君） 実物は私も見たことないんですけど、かみ用は歯でかむんですね。嗅ぎ用は嗅ぐんです。

◎委員（木村冬樹君） このたばこ税の関係ですが、影響というのはなかなか難しいというふうには思っていますけど、例えば今その加熱式たばこというのがどのぐらい普及されているのかというのは、何か数値的なものってわかりますか。なければないで結構ですけど。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 具体的な数値は把握しておりません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議はどういたしましょうか。

省略でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第43号「岩倉市税条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第43号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑の中で、第1条による一部改正の部分について、岩倉市では対象を見込んでいないということでありましたが、これを読みますと、例えば行政区なんかそういう法人格を持って、土地を所有しながら何かやる場合について、対象となるような感じがいたしますが、これって具体的にどういうものが認められていっているのかという、全国的な状況というのがもしわかりましたら、教えていただきたいと思えます。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 全国の事例は特に、ちょっと探したんですけど、見つからない状況でして、空き家というか、あいた土地を、点在している空き地をうまく活用していくというような形のものになっております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第44号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第44号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第45号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ、資料のほうをお願いいたします。

◎市民部長（中村定秋君）　先ほどお席のほうに配付させていただきましたが、本会議の中で賦課限度額の影響と軽減の影響を受ける世帯の所得の状況ということで、少し追加の資料ということで配付させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ、質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君）　資料提供ありがとうございました。非常にわかりやすい形で提供いただきました。ありがとうございます。

それで、賦課限度額の引き上げの関係につきましては、この表のとおり、収入で1,000万円以上、所得では800万円ぐらい上の世帯になるということがあります。

賦課限度額の設定については、もう繰り返し言っていますが、高額所得世帯の国保税額を頭打ちするものということで、私の考えとしては、この賦課限度額はやっぱりもっと引き上げていって、所得に応じた社会保障の負担を分担していただきたいというふうに思うわけです。そして、低所得者についてはやはり配慮が必要だというふうに思っているところですが、この賦課限度額の引き上げについては、今後のところで国の動向が、何か動きがあるのかどうか。ここ何回かあったというふうに思うんですけど、今後のところの動きはどうなんでしょうか、お聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君）　国には、賦課限度額の引き上げにつきましては、高所得により多く負担してもらおうということで、中間所得層に配慮した保険税を算定可能にするというものでございます。

国については、被保険者の基準である限度額を超過する世帯の割合を1.5%に近づけていくという方針がございまして、それに基づいて今後も改正を行っていくものであると考えております。

◎委員（木村冬樹君）　国が言っているこの1.5%に近づけていくということですけど、この1.5%というのは何か根拠がある数字なのかどうか、この点についてもお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君）　この1.5%については、負担の公平性ということで、会社の保険に入っている方の基準として1.5%程度というのがあ

るので、国保に入っている方についても、所得のある方には社会保険と同様に負担はしていただきたいという考え方で、1.5%という基準を持っているということでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

被用者保険のほうが、そういう限度額的なところがあって、そこが1.5%程度ですから、それに近づけていくということだというふうに理解します。

もう一点ですけど、低所得者に対する軽減措置の対象拡大も、これもこの間、5割軽減、2割軽減という形で、少しずつ拡大されてきているというふうに思いますが、これも何か動きが今後のところでまだずっと続いていくという形になっていくのか。これは低所得者にとっては非常に重要な制度だというふうに思っていますので、今後の動きについてお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 国からは具体的な数値目標のほうは示されておりませんが、これまでの経済動向等を踏まえ、軽減拡大のほうはこれまでされてきたというところもございまして、今後につきましては、これまでと同様、必要に応じて見直しが行われるものと考えております。

◎委員（堀 巖君） 本会議でお聞きしたこととちょっと関連して、第30条の2の改正関係なんですけれども、これは29年7月18日に運用がもう開始されていたということなんですけど、この時期に合わせて改正するという理由は何でしょうか。例えばもっと早くやらなかったのは、何か理由があったんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回改正をさせていただきます非自発の方の受給者証の提示の関係でございまして、7月18日から運用開始はされておりましたが、ハローワークにおいて副本登録をするわけですが、そのところにおいてタイムラグが生じていたり、また副本登録をして情報連携に反映するまでのタイムラグが生じていたこと、またこのデータの標準の様式があるんですが、そこについても少し課題がありまして、そこも影響して、情報連携に少し時間を要するというか、うまく連携ができていないという、そのようなところがあった状況はございます。

今回の改正につきましては、国のほうから条例改正の準則が示されたというところもございまして、改正をさせていただくものでございます。

先ほど申しました標準様式のレイアウトの関係で、情報連携に少し課題があった部分については、30年7月から、そこはシステム改修がされて、情報連携が速やかに行われるようになると、そのような状況にもなっております。

◎委員（堀 巖君） ということは、岩倉市のシステム等の理由でという

ことなんでしょうか。他市町の動向は、同じ時期にこういった改正がされているんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 他市町の状況につきましては、この条例改正のタイミングは、今回の国の準則が示されたタイミングでの改正がなされているというところが多いという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 僕も、じゃあ特例対象被保険者等の関係の国民健康保険税の軽減の申請のことについてお聞かせいただきたいと思います。

この個人番号の情報連携につきましては、議案第42号のところでも議論になったところではありますが、今回のこの部分につきましては、雇用保険受給資格者証についての情報連携ということで、例えば所得の関係がここに入ってくるだとか、そういうようなことではないという理解でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） このたびは、失業の理由、離職の理由を確認するものでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、質疑はないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第45号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第45号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号「岩倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、休憩を閉じ、再開いたします。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正について、放課後児童支援員について、この資格をどういうふうにしていくのかということでの改正だというふうに思います。幾つかの改正があるところであります。

それで、本会議でも少し議論になりました国家戦略特別区域の限定保育士の問題でありますけど、ちょっと本会議の答弁を全部聞き取れなかったということも含めまして、この愛知県というか、この地域として、この国家戦略特別区域限定保育士というものが養成されているのかどうかという点について、答弁の中では、愛知県は既にもう2回保育士の試験を行っているというようなこともお聞きしたわけですけど、国家戦略特区に関するやり方でやっているのかどうかという点について、もう少し説明をお願いしたいと思えます。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 私が話しましたので、私が。

愛知県では、国家戦略局の地域限定保育士はいません。養成していません。

私が2回と言ったのは、一般の保育士試験を、戦略特区ではない試験を実施していますという、愛知県ではということで申し述べました。

◎委員（堀 巖君） ということは、それぞれこの国家戦略特別区域に基づく地域、東京圏とかね、インターネットで見ると、そういう区域でもって区域計画というのがあります。

愛知県の国家戦略特別区域区域計画の中には、この地域限定保育士ということが今はちょっと確認できないんですが、そのことと、今、部長が答弁したことと同じ、予定されていないということでの意味でよろしいのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 地域戦略特区の中では、それぞれ規制改革メニューがございまして、その後に個別に認定の事業を受けるという流れがございます。

愛知県につきましては、メニューが15個、事業は22個というのが現在進んでおります。その中には、保育士資格に係る児童福祉法等の特例というところは今入ってございませぬので、特区ではあるんですけども、その保育士に関する事業認定は、今、全国で10の区域でやっている中の4つの区域で、保育士のメニューを事業認定を受けてやっているところはございしますが、今のところ愛知県は、まだそれはやっていないという状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 神奈川県をちょっと調べてみると、神奈川県は、神奈川県自体が区域計画の中に地域限定保育士という項目が認定されていて、その中で幾つかの、全部の自治体ではないけれども、自治体が条例を制定し

て地域限定保育士の条項を入れているんですね。

愛知県の現状というのを見ても、なかなか先進的に条例改正して地域限定保育士を入れているところがないんですけれども、その愛知県下の状況をちょっと教えてください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 愛知県内38市の中で、こちらの地域限定保育士そのものを条例に上げているところはありません。ただし、条例の定め方として、基準をこの省令に定めるところによるとしているところが4市あります。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、ちょっと別のところに行きます。

学校教育法の規定による大学というところで、今回、専門職大学というのが、平成31年、来年度から始まるということで、これの前期課程を修了した者も含むということであります。

それで、ちょっといろいろ調べますと、専門職大学というものが、いわゆる専門学校を運営する団体が手上げで申請をして、幾つか手が挙がってきているというところだと、今はそういう状況だというふうに思います。それで、準備がされているというところだと思いますけど、岩倉市に影響があるようなところというのは、県内でどうなのか、どういった状況なのか、こういう専門職大学というのが設置予定されているのかどうか。また、例えばいわゆる社会福祉学等の、要するにそういう資格を取るということではありますが、そのカリキュラムなどもほぼ大学と同じような形で設定されているという確認でいいのかどうか、この点についてお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） カリキュラムなど、従来の大学とどのように違うかという御質問だと思います。

まず、その点につきましては、こちらの専門職大学というものは、実践的な職業教育を行うということで、従来の大学とは違い、専門教育と教養教育や学術研究をあわせて行うのではなく、特定職種における業務遂行力の育成、企業での実習であるとか職業分野に関する教育等を通じて、実践力、それから創造性という部分を養う教育に重点を置くということにされております。

愛知県内の状況ですけれども、学校法人日本教育財団が平成31年4月に名古屋市内で医療福祉専門職大学と国際工科専門職大学、それから国際ファッション専門職大学を開学予定であるということです。

◎委員（関戸郁文君） 今、堀委員が先ほど質問した内容に対する答えがちょっとよく理解できなかったのので、再度確認させていただきたいんですけど、岩倉市の条例の僕の解釈ですよ、岩倉市の条例はその条例の中に書き込んであるが、その参照と言われたか、引用と言われたか、ちょっと聞こえなかつ

たんですけど、何市かは何かを引用されているというのが、何がどう違うのかがちょっとよくわからなかったので、もう一度ちょっと詳しく教えていただけませんか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 愛知県内で4市、名古屋市、半田市、刈谷市、東海市の4市になりますが、そちらのほう、具体的に条文の定め方としては、この基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、こちらは厚生労働省令なんですけれども、この厚生労働省令に定める基準とするというふうに条例の中でうたわれているということです。

ですので、今回の改正案のように、その省令の条文をそのまま市の条例の中に記述するのではなく、放課後児童健全育成事業の設置の基準については厚生労働省令に定める基準とするという書き方がされているのが4市あるということです。

◎委員（関戸郁文君） くどくて申しわけないんですけど、内容は一緒だということを書いてみえますか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 元条例がないので、改正条文しかないのでわかりにくいんですけども、この岩倉市の今回改正しようとする条例ですと、第1条から第21条までございましてうちの第10条の一部を改正しようとしておりますが、端的に、よその市の条例を言っているのかわかりませんが、東海市の条例を見ると、趣旨については、私どもの第1条、この条例は放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定めるものとするというふうにございます。そこは一緒ですけど、これ以下は、私どもですと、その基準の向上だとか、原則ですとか、それこそ今改正しようとしている職員のことも定めているんですけど、これについては、先ほど言いました厚生労働省令第63号、平成26年の基準がほぼ同じものなんですけど、東海市でいくと、第2条のところ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準はこの基準をもってその基準とすると、2条立てしかないです。なので、今回私どもが改正しようとするものについては、26年の省令に対して29年に改正がされていますので、そのまま読みかえるというか、同じ改正をしたということを読むことができるというふうにございます。

◎委員（堀 巖君） 基準には、参酌基準とか、従うべき基準だとか、いろいろ基準があって、岩倉市はそういった、最終的には市で決めるものなので、改めて条例で全部定めるようにして規定がしてあるというのが特徴なんですね。他市では国どおりという簡単なやり方をしているところもあるということですよ。

その上でお聞きしますけれども、独自条例として岩倉市のように決めてい

るところで、同じようにこれまで愛知県下で改正している、つけ加えているところはないというさっきの回答だったんですけれども、それはなぜないんでしょうか。

私は、愛知県で、この認定事業として、新たな限定保育士をつくる試験が予定されていないから入れていないのかなというふうに勝手に解釈しているんですが、その点についてお願いいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、今、堀委員のお尋ねのとおりというところだと私も理解をしております。

特区でそれぞれ規制と認定事業でやる中で、まだ現在は認定事業になっていないので、その部分がないということか、もしくは、仮に地域限定保育士のところをやると、国があったとしても、その自治体として認定保育士を採用資格に入れられないという判断をしているかというところの区別はちょっとできておりませんが、そのどちらかだというふうに理解をしております。

◎委員（堀 巖君） となると、愛知県がその認定を受ける認定事業としてこのメニューに盛り込むタイミングと、岩倉市が、なつたとすれば、すぐこの地域限定保育士を採用できるようなこととして、今、この条例に盛り込んでいるということでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 省令を引用している自治体については、それはすぐに対応できるというところがあるというところと、私どものほうは、それがいつ出てもいいようにと、私どもは地域限定保育士を入れる意思表示というところであるということなので、今回は盛り込みをさせていただいておるというところでございます。

◎委員（堀 巖君） もう一回お聞きします。

愛知県が国に対してそういう認定を受けるという期間で、認められてから条例改正しても、それは別に間に合う話なんじゃないでしょうか。間に合わないでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ホームページ上の情報でしかないですけど、区域計画というと、愛知県の場合だと、平成27年9月9日、11月27日、4月13日、29年1月、9月5日、30年3月9日と、これぐらいの回数、計画認定がされていますので、その都度、多分メニューがふやされているんだらうと思います。

おっしゃるとおり、愛知県が区域になってからということも可能かと思いますが、ただ、大阪なんかですと、もう既に3年前から特区の保育士を認定しておりますして、もう既に何百人という数がいらっしゃるんです。3年たつと全国の保育士として認められる。ですから、もう大阪で特区の地域限定保

育士だった人が、もう少したつと岩倉市でも保育士としてやれる、そういう新しい資格でもありますので、ここはやはりここで明示しておいて、その3年間の間はだめなんだよということを明示するためにも、この条例を入れておくべしという判断をしたところだもんですから、今、あわせて改正をしておきたいということでございます。

◎委員（関戸郁文君）　ちょっと僕の理解不足で申しわけないんですけど、今、大阪の3年間たっていない認定保育士ですか、地域限定保育士が、岩倉市で仕事ができるはいけないがために条例を改正するというふうに聞こえたんですけど、そういう捉え方でよろしいですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君）　済みません、説明が悪くて申しわけないんですけど、保育士資格として、地域限定保育士は、大阪府の地域限定の試験を受けて、合格して、実技もやった方は地域限定保育士、その方は大阪府内でしかできません、3年間は。もし4年目になれば、岩倉市でも保育士として働くことができます。

なので、この括弧書きの条文をしていないと、具体的に言うと、大阪で平成27年度にもう727人の地域限定保育士が誕生しています。翌年には448人、その次が374人という地域限定保育士ができていますので、この2017年合格の保育士さんで、地元で3年間過ごしておれば、もしかしたら来年ぐらいからは岩倉市で保育士として勤められる。当然、保育士の資格があれば放課後児童支援員にもなれるという資格にしていくんですけども、その混同はしないようにしていけないといけないもんですから、ここで明示していくほうがより間違いが起こらないだろう。

地域限定保育士を岩倉市で、これの資格がなくても放課後児童支援員というか補助員としては雇えますけど、その方が研修を受けて放課後児童支援員になることはできないので、その間違いを防止するためにも明示していくことが必要だというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君）　それって違うんじゃないですか。

3年たつと、地域限定保育士という限定が取れて、保育士資格を有することになるんじゃないですか。じゃないと、全国的に、全部の自治体で、省令を引用しているところ以外の条例でこの条項が盛り込まれないと、4年目以降の地域限定保育士だった人が働けないことになってしまいますよね。だから、4年目以降は、地域限定保育士じゃなくて、もうただ単に保育士ではないですか。だったら、別にその条例改正をする必要はないんじゃないですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君）　今回、私どものほうで入れさせていただいておる中では、今の議論でいうと、例えば2年目

のところで、大阪のほうで地域限定保育士の資格を取っていらした方が、たまたま岩倉に引っ越してこられて、岩倉で児童館でという流れの中から資格を取ろうかなというときには、これだとそれぞれの事業実施区域内の地域限定保育士しかだめだよということで、愛知県であれば、愛知県が事業認定されたときにはいいけれども、これは、あなたは大阪のところなんですよと、そのあたりをはっきりさせているというところでの書きぶりということでございます。

◎委員（宮川 隆君） なかなかすとんと落ちていないので、改めてお聞きしますが、もともと大阪で地域限定の資格を取られたと。その方は大阪のみ有効だと、3年間は。3年過ぎて4年目になったら、限定解除されて、一般の保育士として免許はもらえて、働くことが全国的にできますよということまでは合っていますよね。

今の課長のお話だと、2年目の方が岩倉でと言ったけど、そもそもその2年目の方は大阪以外では働けないということですよ、ここでうたわなくても。

〔「保育士としては働けない」と呼ぶ者あり〕

◎委員（宮川 隆君） ですよ。

ですから、補助員としては、別にもともと資格が要らない職種ですから、補助員としては雇い入れることはできるけれども、保育士としては雇うことはできない、もともとそういう制度ですよ。それをあえてここでうたっているということが、なかなか理解できないと。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今のお話のとおりで、それぞれの区域で3年間は、地域限定保育士、例えば今、県内で4カ所あると申し上げました。もし神奈川と、堀委員が神奈川でしたので、神奈川と大阪であったときに、じゃあ大阪の、私どもでいうと、今度は大阪の地域限定保育士の方を、またじゃあその2年目のときに神奈川のほうでそれがいいかどうかとか、今度も地域限定保育士で、特区として地域限定保育士を認めている地域であればどこでもいいかということも含める中で、政省令のほうでは事業実施区域内で当該事業だよと言っているの、大阪は大阪のところだよと。

それを、政省令としては、全国どことは限らずに、それぞれ認定してやっているところの地域限定保育士でやりなさいよということを明示しているのが政省令でございます、それを私どものほうでもそのまま政省令を引用させていただいているということで、現在もし愛知県が事業認定されていないところなどで説明がちょっと混同してしまうんですが、仮に愛知県が事業認

定されているとした場合に、大阪の方はだめなんだよということをよりはっきりさせるといふ意味にはつながるものであるということです。

◎委員（堀 巖君） 本会議でも言いましたけれども、答弁として法律の文言をそのまま持ってきたということで、事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつてはということですよ。

今の答弁でもわかるように、そのことについては、法律のほうに、国家戦略特別区域法の中にそのことが省令も含めて書いてあつて、岩倉市、つまり愛知県の岩倉市がその区域にあつたときについては、地域限定保育士も認めるよという、そういう条文だと思うんですね。

だから、あえてここにある事業実施区域内にあつてはなんていうのは、岩倉市の独自条例の中では私は不適切だというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 本市は、全条例を政省令のほうから限りなく引用させていただいて、同じつくりでやっておるといふ意味でいえば、確かに独自条例ということではございますが、それは、先ほどちょっとグループ長のほうも申しあげました4市が、そのまま省令を引用しているところと。ただ省令をごらんくださいというつくりになっておるのではなく、省令をそのまま私どもはきちんと書いておくことにより、より丁寧にといふ意識で、先ほどちょっと堀委員も、御説明の中でもそういうふうに御発言をさせていただきました。

そういう意味で申しあげる中で、結果として一言一句一緒にはなっているんですけども、省令をそのまま引用させていただいている中で、より明確に、丁寧にさせていただいたという理解でやらせていただいております。

◎委員（堀 巖君） やっぱり市民が読んでわかりにくい。

最初に読んだとき、本当にわからなかったんですけども、やはりここは、書くとしたら、保育士の括弧書きで、国家戦略特別区域法を引用して、（第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）ぐらいの表現が適切だと思うし、神奈川県調べたところでは、そういうふうな事例になっているので、省令を引用しているところは読みかえでそうなっちゃうけど、やはり独自の市の条例を規定するときには、そこら辺はやっぱりわかりやすい、読みやすい、理解しやすい条文にすべきだというふうに私は思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今、委員がおっしゃった規定だと、神奈川の地域限定保育士が可のように読めてしまいます。

4というのとは地域限定保育士を規定しているところなので、今の規定の仕

方だと、やっぱり当該事業区域内というのを入れないと読み間違えてしまう。

だから、2つの意味、もともとこの改正条文を見ていただくと、「保育士」とあるものを「保育士（国家戦略特区法に規定する事業所内にある保育士または事業所、特区の保育士）」というふうに言うておるものですから、岩倉市がそうなる可能性の場合と、ほかの地域の地域限定保育士の間はだめだよということもここで明記しておるつもりだもんですから、今おっしゃられたやつだと、神奈川で取った限定保育士さんもいいように読み間違えられてしまうと思います。

◎委員（堀 巖君） そもそも、その国家戦略特別区域限定保育士の制度自体が、さっきの議論であったように、その地域の都道府県知事が行った試験で採用された方に限るというふうに法で規定されているので、その条例を読み間違える前に、ちゃんと法律でそうなっているということで規制がかかるわけです。いいですか。

◎委員（木村冬樹君） だけど、第4項は向こうのほうがわかりやすいような気がするんですけど。今の改正案のほうがわかりやすいような気がするんですけど、僕はね。丁寧でわかりやすい。

[発言する者あり]

◎委員（堀 巖君） 国家戦略特別区域限定保育士を規定しているのは、国家戦略特別区域法の第12条の5第2項ではないですか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。
(休憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 第25条の5第2項というのは、地域限定保育士とは、事業区域内において、第8項において準用する児童福祉法の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。これは東京でも、沖縄でも、大阪でも同じことを規定しています。

ただ、第5項は、認定区域計画に定められた事業区域を管轄する都道府県の知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者は、当該事業実施区域において国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有するというふうに第5項で規定しているものから、やはりここは第5項にして、さらに、その資格を持ちながら、さらに事業実施区域内じゃないとだめだよというふうに規定しているので、まどろっこしいですけども、そういう必要があるということで規定をしております。

神奈川あたりは、当然自分のところで地域限定保育士というのを養成しているもので、これはちょっと何人養成しているかわかりませんが、既に当然神奈川でしかだめだよということで省略した規定になっているのかなと思いますけど、繰り返しになりますけれども、沖縄や大阪や神奈川、千葉の一部で地域限定保育士になった人は、3年間は岩倉市では保育の資格がないんだよと明確にするためには、括弧書きにしています。

地域戦略特区の括弧書きは規定されませんので、当分の間は保育士資格を有する者というふうで読んでいくものだというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） ごめんなさい、まだちょっと理解ができません。

大阪の例と神奈川の例とを今言われたんだけど、愛知県も要するにその区域に認定されると、神奈川と一緒になんですよ。

全国的にその制度は法で一緒なわけだから、神奈川では云々と言われるところがよくわからん。神奈川ではこういう規定で通っているけれども、これじゃ何がどうだめなんですか。

横浜のその条例だよ。これだと、岩倉に当てはめると何がどうだめになるかというのをちょっと教えてください。

〔「神奈川はどう書いてあるんですか」と呼ぶ者あり〕

◎委員（堀 巖君） 大体の、全部が調べたわけではないので、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者というふうに単純に書いてあります。

これだと、どういうぐあいに悪いの。何を読み間違えるおそれがあるの。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 国家戦略特別区域法第12条の5第2項の限定保育士といったときには、これだけを読めば、大阪の地域限定保育士も入ってきますとしか読めません。

◎委員（堀 巖君） 地域限定保育士自体が特別区域法の中で地域限定だと言っているわけだから、そんなふうに読めるわけがないじゃないですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 繰り返しですけど、第12条の5第2項には、どこの区域ということも全く明示がされておきませんので、その資格を得た次項に規定する事業実施区域においてというふうに書いてあるものですから、その次項以降が、第3項では、区域については特別限定保育士事業を実施する区域を定めるものとするということも書いてありますし、次項のところ。なので、この場合だと、次項に規定する事業実施区域においてということしか書いてないものですから、どこということとは限定できないのではないかなということも思います。

◎委員（堀 巖君） だったら、その横浜の放課後児童健全育成事業にお

いては、大阪で資格を取った2年生の地域限定保育士さんを雇うことが、この条文だとできてしまうということを書いてみえるんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっとそれはわかりません。そう読み間違える可能性はあると思います。

◎委員（堀 巖君） 現状の条文で、内容が間違っているわけではないですよ。だけど、地域限定保育士というその制度自体は法律で定まっている。そこでは、地域限定でしか働けないんですよ、3年間。それを前提とした上で、法律を前提とした上で条例があるわけで、条例の中ではそのことはあえてうたわなくてもいい話です。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 私どもはよりわかりやすくというふうにして規定しておりますけど、例えば藤沢市、神奈川の中ですと、保育士または神奈川の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者というふうに規定しております。これは横浜と違います。

なので、やっぱり間違えるかな、神奈川県のことであえて入れていますし、仙台も見ると、保育士の資格または先ほどの資格の第2条の5第5項に規定する資格を言っていて、当該資格に係る、ここは第3条第3項に規定する事業実施区域に本市が含まれるものに限るといような言い回しをしております。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 藤沢の、神奈川のほうは、ちょっと先ほど部長もおっしゃったとおりなので、はっきり明言をしている理由を確認しているわけではないのですが、地域限定保育士の議論になってきますと、もともとやはり保育士として働くためではございますので、その3年間とかという縛りができると。

今回のここは、放課後児童支援員のために必要な研修を受ける場合ですので、他市でも一応必要な地域限定のスキルまでを持っている人であれば、うちは放課後児童支援員の研修を受けていいよということであれば、その第2項のほうでとっているという可能性も十分考えられますので、その場合は第2項にということにしている可能性もあるのではないかとこのところで、その意図はちょっと確認まではとれておりませんが、読み間違える可能性と、もしくはそういう意図を持って、保育士としては無理だけれども、それだけのスキルがあれば放課後児童支援員は大丈夫、うちでもいいよと、地域限定保育士でもという可能性があれば、第2項でもいけるということでは私どもは理解をしております。私どもはそうではなく、あくまでも自分の地域でということでは考えておりますので、省令に合わせているというふうな理解を持たせていただいております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） さっきのわかりにくいのは、事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所という文言です。これが、例えば岩倉市内、岩倉市のことですよね、当然。だから、事業所というのは岩倉市の事業所を指すわけで、それが何か表現としておかしいと思うんです。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 御質問の意図は十分理解をできるものでございます。

ただ、特区のつくりが、今は4地域とかというところでもございますが、例えば愛知県とかというふうに、じゃあ試験を行ったという場合がということも想定できますが、現在の特区の中では東京圏とか関西圏と圏域で指定をされる場合もございますので、仮にそれが東海圏とって、愛知、岐阜、三重とかとなってくると、またそれはどこでというところもあるなというところも、事業認定区域がどういう形で定まるかもちょっとわからないもんですから、この省令に合わせている書き方を、表現を使わせていただいておりますという部分も持っております。

◎委員（堀 巖君） もう一回お聞きしますね。

事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所というのは、一体どこを指しますか。岩倉市の何カ所の事業所を指すんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今でいけば7事業所です。

◎委員（堀 巖君） だから、その7事業所にあっては、愛知県が特区でメニューに加えられたときに初めて、保育士または当該事業実施区域に係る限定保育士がという資格を有する、それが研修を受けてなるわけですよね。そのことが、この記述の内容は合っているけれども、条例としてどうなのかというところで、私は、さっきの繰り返しになりますけれども、単純に地域限定保育士を記述したほうが特段にわかりやすいというふうに思いますが、どうでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと繰り返しですけれども、もし記述するとなれば、愛知県が特区に指定した場合についてはという書き方がよろしかったのかもわかりませんが、先ほども課長からも説明があったように、事業区域が変わる可能性もある、それから他地域の地域限定保育士はだめなんだよということを明記する意味もありますので、やはりここは事業実施区域内にある、岩倉市の事業所については、保育士または今のところは愛知県区域に係るを加えるというのが読みかえになってくると思うんですけど、岩倉市の場合は。ただ、ほかの地域の事業区域に係る限定保育士ではだめだよということもここで示す必要があるということで、こういう

規定にしております。

◎委員長（鬼頭博和君） 議論がちよっと平行線になっていきますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

議論がなかなか平行線ということで、本日中にこの結論を出すというのはなかなか難しいのではないかとということで、本議会の中で予備日にもう一度委員会を開いて、それまでちよっと調整をしながらしていきたいなど。

◎委員（木村冬樹君） この議案第46号についてのみですか。

◎委員長（鬼頭博和君） はい。

ということで、第46号は継続で、予備日のほうで審議するというところで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 何か用意してくるものがあればおっしゃっていただかないと、また同じ議論を繰り返してはいけない。また御指摘ください。

◎委員長（鬼頭博和君） もう一度すり合わせができるように、双方の方々、資料を持ち寄ってもらって、もう一度審議するというところでお願いいたします。

じゃあ、続きまして議案第47号「岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ、単純なことでありますが、これは法律の改正だとか省令とか政省令によるものではないの改正ということで、なぜこの時期にこういう形での改正になったのかということと、あと、これまでにについては特に問題なく、条例には書いてないですけど、こういう内容で対応してきたということによろしいのかどうか、そういった点についてお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 子ども医療費の支給条例につきましては、生活保護受給者や中国残留邦人等受給者を資格しないものとして現在も運用をしております。問題なくやっております。

今回、愛知県の福祉医療費支給事業事務取扱要領等に明文化されていると

ということが今回わかりましたので、それに倣いまして速やかに改正を行うものであります。

◎委員長（鬼頭博和君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 3月議会でも同様の内容での改正があったというふうに思います。

今回、この2段階での改正となった、政令がそういうふうに出ているということだというふうに思いますけど、国は何か考えがあって、こういう2段階の形にしたのかどうか、そういった点についてわかりましたらお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

質問を事前にお聞きしておりましたので、資料を配付して説明させていただきます。

〔資料配付〕

◎長寿介護課統括主査（中野高歳君） では、お配りをした資料に沿って説明をさせていただきます。

岩倉市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い行うものとなりますが、保険料率を規定している条例第4条第1項第6号アで引用しております介護保険法施行令第38条第4項を第22条の2

第2項に改めるものとなります。

介護保険条例第4条では、介護保険料の所得段階の判定基準を定めておりました。第4条第1項第6号アでは、介護保険料の所得段階の判定基準となる合計所得金額から控除する（長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る）特別控除額を、介護保険法施行令の条項、第38条第4項を引用して規定しております。

介護保険法施行令第38条ですが、保険料率の算定に関する基準を定めております。改正前の第38条第4項では、介護保険料の保険料段階の判定に用いる合計所得金額から控除すべき特別控除額を、土地の譲渡等に伴う長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と規定しております。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月22日に公布されました。施行令第38条第4項の規定が第22条の2第2項に改められまして、平成30年8月1日から施行されることとなります。

介護保険法施行令第22条の2ですが、居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等を定めております。改正後の第22条の2第2項では、居宅介護サービスを利用した際の介護給付の支給割合を決定するための合計所得金額から控除すべき特別控除額を、土地の譲渡等に伴う長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と規定しております。

平成30年4月1日から、介護保険料の所得段階による判定基準について、合計所得金額から土地の譲渡等に伴う長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることになりましたが、平成30年8月1日からは、介護保険サービスの自己負担割合や高額介護サービス費等にも適用させるために、施行令第22条の2第1項及び第2項で合計所得金額の定義づけをすることになりました。そのことに伴い、介護保険条例の中で引用する施行令の条項を改めるものとなっております。

◎委員長（鬼頭博和君） 説明が終わりました。

◎委員（木村冬樹君） 大変よくわかりました。

平成30年8月1日といいますと、介護保険の自己負担割合3割負担も発生してくるということで、そういうために対応するという内容だったかというふうに思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（中野高歳君） 介護保険料につきましては、賦課期日が4月1日となっておりますので、4月1日の時点で所要の改正がなされている必要がありますけれども、居宅介護サービス費等の所得段階の判定というものが毎年8月1日を基準日として行っておりますので、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が8月1日から施行されると、そういった

形になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は、議案第46号を除いて議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認め、そのように決しました。

長時間にわたる審議、ありがとうございました。厚生・文教常任委員会を閉会いたします。